

第2章 青少年行政の展開

青少年施策の基本方向

青少年を取り巻く社会状況は、情報化、国際化、消費社会化の急速な進展などにより、一層複雑に、また大きく変化しています。

こうした社会環境は、青少年の意識や行動へもさまざまな影響をもたらしており、いじめ、不登校、非行といった課題が顕在化するほか、ひきこもりなどの心の問題を抱える青少年も増えており、早急な対応が求められています。

1 基本方針

県では、21 世紀を担う神奈川の青少年の育成と自立への支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進め、青少年が自らたくましく生きる力と思いやりの心を育める社会づくりを推進するための道しるべとして、今後5年間で展望した基本目標と、その実現に向けた思春期中心の具体的な施策の方向、推進体制などを定めた「かながわ青少年育成指針」を平成17年3月に策定し、青少年施策の効果的な推進を図っています。

2 基本目標と施策の方向

基本目標 1 青少年の成長の基盤づくり

成長の基盤となる基本的な生活習慣の形成や基礎的な体力・学力を確実に身に付けるための施策の充実とともに、こうした取り組みを支えるための社会的な環境の整備を進める。

施策の方向 1 健康な心と体の育成

基本的な生活習慣の形成や、人間への信頼と愛情をはぐくむとともに、成長を阻害する原因や問題への早期対応を実現する。

【主な施策】

- 児童虐待の未然防止、早期対応
- 喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止
- 性に関する正しい知識の普及

施策の方向 2 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

成長の基礎となる学力・考える力、体力・運動能力を身に付けるとともに、コミュニケーション能力、メディアを活用する能力など、情報化等の進む社会に適応する基礎的能力を習得する。

【主な施策】

- 基礎学力の確実な習得
- コミュニケーション能力の育成
- メディアを活用する能力の育成

施策の方向 3 豊かな人間性と社会性をはぐくむ生活体験・社会参加活動の推進

同世代や異世代との交流の中で、生活の知識と技術、規範意識などを習得しながら、自己を確立し、大人へと成長していくために、多様な体験の機会を提供し、豊かな人間性や社会性をはぐくむ。

【主な施策】

- 地域での交流・生活体験の促進
- ボランティア活動への参加促進
- 青少年指導人材の育成

基本目標 2 青少年が自立できる環境づくり

豊かな資質と可能性を秘め、大人への成長の途上にある青少年が、主体性を持って、他者と連帯して自らの夢を実現していけるように、青少年の確かな自立を支援するための環境を整える。

施策の方向4 不登校・ひきこもり等の対策の充実

不登校・ひきこもり等の青少年の社会参加につなげるための居場所づくりや、多様な「育ち」と「学び」の場づくりを、地域の中で進める。また、本人や家族への必要に応じた専門家による適切な相談・支援体制の充実を図る。

【主な施策】

- 不登校・ひきこもりの青少年の居場所の確保と社会参加機会の拡大
- 総合的相談窓口と、専門家による相談の充実

施策の方向5 いじめ・暴力行為、非行防止対策の充実

いじめや暴力行為、非行の未然防止や早期対応を充実するとともに、再び非行をおこさないように、地域社会での多様な活動の機会や居場所づくりなど、立ち直りの支援の取組みを推進する。

【主な施策】

- 教育相談体制の充実
- 地域連携によるいじめ・暴力行為、非行への対応
- 非行少年の早期発見・早期対応

施策の方向6 社会的・経済的な自立の促進

就学期においては、勤労観・職業観の涵養、主体的な進路選択能力の育成により職業人としての資質を培い、就業への移行期においては、職業能力の開発及び就業支援の充実、生活設計・人生設計を支援し、社会・経済的な自立を促進する。

【主な施策】

- 学校での職業体験活動の推進
- 就職を希望する若者の支援

基本目標3 青少年を支える地域社会づくり

大人たちが青少年の人格や意思を尊重し、青少年育成の自覚を持って行動するよう大人自身の意識改革を進めるとともに、社会全体で青少年が豊かに成長していける環境とコミュニティづくりに取り組む。

施策の方向7 社会環境の健全化への取組みの一層の推進

青少年を取り巻く有害環境への対応として、各種メディアやインターネット上の違法・有害情報対策や、酒類・たばこの未成年者に対する販売防止などの取組みを推進する。

【主な施策】

- 青少年保護育成条例の取組みの推進
- 業界の自主規制の徹底
- インターネット上の有害情報対策

施策の方向8 大人自身の意識改革

青少年の成長を支援するには、支援する大人自身の意識改革が求められる。大人自身の規範意識の見直しや次世代育成への自覚を促す。

【主な施策】

- 意識改革に向けた啓発活動の推進
- 異世代間の対話・交流の促進

施策の方向9 青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり

市民や各種団体、関係機関が様々な地域活動への参加等を通じて連携し、青少年の成長を支える豊かな地域コミュニティづくりを進める。

【主な施策】

- 大人たちの地域活動への参画推進
- 開かれた学校づくり
- 地域の指導者や団体の連携

1 青少年の成長の基盤づくり

(1) 健康な心と体の育成

ア 基本的な生活習慣の形成への支援

(ア) 3033（サンマルサンサン）運動キャンペーン [教育局]

県民が運動やスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むことができるように、1日30分、週3回、3か月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化する3033運動を推進しています。平成22年度は、各種団体が実施するイベントにおいて、3033運動リーフレット等の配布、体力測定コーナー、ニュースポーツの体験コーナーを設置し、3033運動キャンペーンを実施しています。また、3歳児健診時に親子ふれあい体操のリーフレットを配付するなど、子どもの3033運動推進にも取り組んでいます。平成21年度は、県内各地の9件のイベントで3033運動キャンペーンを展開しました。

(イ) 県民スポーツ週間事業 [教育局]

3033運動を更に推進するため、県民の皆様が運動やスポーツに親しむきっかけづくりとなるよう「県民スポーツ週間」を設置しました。

平成22年度は、10月2日(土)から17日(日)までを期間とし、平成21年度に引き続き、かながわアスリートネットワーク*にご協力いただき、中央イベントとして県立体育センターや県立武道館等において体験教室等を開催するほか、県立スポーツ施設の一部無料開放や、市町村やスポーツ関係団体、民間スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブ等と連携して関連事業を開催し、全県的に推進していきます。

平成21年度は、県立体育センターや県立武道館において中央イベント(参加者4,969名)を開催したほか、県立スポーツ施設の一部無料開放(5施設利用者1,205名)を実施しました。その他にも、市町村(44事業)やスポーツ関係団体(37事業)、民間スポーツクラブ(11社87店舗)等と連携して「県民スポーツ週間」関連事業を開催しました。

※「かながわアスリートネットワーク」とは、スポーツを通じて社会貢献することを目的とする、県内スポーツ関係著名人やプロスポーツ選手、国体出場選手等による組織です。

(ウ) 子どもの遊び・スポーツ活動推進事業 [教育局]

子どもの体力・運動能力の長期的な低下傾向が指摘される中、子どもが日ごろから運動や外遊びに親しむ習慣が必要なことから、身近な地域において外遊びを奨励することで子どもの外遊びの習慣化を図ることを目的に、子どもたちを対象に伝承遊びやニュースポーツ等の外遊びを紹介する事業を実施しています。平成22年度は幼稚園や保育所等40団体に専門の指導者を派遣しています。

平成21年度は、39団体に指導者を派遣し、合計2,408名の参加者がありました。

(エ) 畜産を通じた食育の推進 [環境農政局]

将来の社会を担う子どもたちに、食の大切さや畜産への理解を深めてもらうため、牛、豚、鶏などの家畜とのふれあいを通じて資源の大切さ(もったいないの心)や命の大切さなどを学んでもらう「食育」への取り組みを行います。

平成21年度は、県内小・中学校を対象に食育授業を実施するとともに、市町村、農協職員、小・中学校等教職員の食育指導者を対象に家畜・畜産の基礎知識や食育授業の実践を身につけてもらうための講習会を開催しました。

(オ) 学校における計画的な食育の指導・支援 [教育局]

児童・生徒の朝食の欠食や一人だけで食事をする孤食など、食生活の乱れが指摘されています。そこで、児童・生徒の望ましい食習慣の形成に向けて、学校給食を生きた教材として活用し、関連する教科や特別活動など、学校教育活動全体で食育を推進することが必

要です。

県教育委員会では、学校における食育の推進に向けて、教職員の研修を始め様々な事業に取り組んでいます。

○教職員に対する研修の充実

- ・食に関する指導研修講座（平成22年5月27日）
- ・学校における食育推進研修講座（平成23年2月9日） ほか5講座

○参考資料の配付

- ・学校における食育「指導ハンドブック」〈食に関する指導事例集〉（平成20年4月）
- ・高校生向け食育リーフレット（平成21年4月）

○実践研修指定校による研究

- ・学校における食育推進事業「モリモリ、すくすく、元気な子」実践研究
（平成21・22年度）

○栄養教諭の配置

- ・平成19年度8名、平成20年度4名、平成21年度14名、平成22年度14名 計40名の栄養教諭を配置

イ 虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実

（ア）虐待防止対策の推進〔保健福祉局〕

○カウンセリング強化事業

児童相談所の職員が保護者等へカウンセリングを行うにあたり、精神科医から助言・指導を受けるカウンセリング強化事業を各児童相談所において、毎月2回実施しています。平成21年度は、5児童相談所で延べ187人の児童に関して行われました。

○虐待対応法律相談

児童相談所の指導に拒否的な保護者や法的対抗措置をとる保護者等に対して適切に対応するため、弁護士による専門的助言体制の確保を図っています。平成21年度は、月2回の定期相談の他、臨時相談を実施し、計70件の相談を行いました。

○虐待防止啓発事業

虐待の予防や早期発見等のための広報・啓発活動を行っています。平成21年度は、11月の児童虐待防止推進月間に、オレンジリボンたすきリレーに協力し、ゴールのみなとみらい地区日本丸メモリアルパークにてブースを設置し、チラシや関連グッズを配布する虐待防止キャンペーンを実施しました。

（イ）要保護児童サポートネットワーク〔保健福祉局〕

児童虐待や不登校等の問題への適切な対応を図り、児童相談所と関係機関との連携強化することを目的に、各市町村の要保護児童対策地域協議会への支援や事例検討会等を行っています。また、児童相談所職員や医師・弁護士・学識者等が、学校等の関係機関における様々な課題について相談を受ける事業（コンサルテーション）や児童委員講習会を行っています。

（ウ）被虐待児個別支援〔保健福祉局〕

児童相談所及び県立中里学園、おおいそ学園において、虐待を受けた児童に対し、心理職員による継続した心のケアを実施しています。

1 青少年の成長の基盤づくり

(エ) 子ども安全 110 番の設置 [警察本部]

児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話「子ども安全 110 番 (0120-604-415、045-651-0110)」を設置し迅速な対応を図っています。
平成21年中は、情報により、保護した1人を含む、合計11人を児童通告しました。

(オ) 児童虐待対策班の設置 [警察本部]

児童虐待事件が増加するなど深刻な状況にあることから、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対策を行うため、警察本部及び警察署に児童虐待対策班を設置するとともに、児童相談所や医療機関等との機関相互の連携による対応を強化しています。

また、児童虐待に関する情報を集約し、管理する対応票システムにより、通告、保護、事件化等、適切な対応を推進しています。

ウ 命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実

(ア) 人権啓発事業 [県民局]

デートDV（交際相手からの暴力）に関する理解を深めるための高校生向けデートDV未然防止啓発冊子を作成し、県内高等学校に配付します。

平成21年度は、啓発冊子を8万部作成し、県内高等学校（公・私立）及び特別支援学校高等部の1年生全員に配付しました。



(イ) デートDV（恋人間の暴力）防止のためのシステム構築事業 [県民局]

NPO法人等との協働により、次の事業を実施します。

○デートDVについての相談電話を開設するとともに、デートDVの知識を有する人材を育成し、県内の相談体制を構築します。

○高校生向けにデートDV予防ワークショップを提供するとともに、高校教職員及び保護者へのデートDVについての理解と対応方法を普及啓発します。

(ウ) 青少年の命の大切さに関する普及啓発活動事業 [県民局]

青少年の自殺予防の取組みを強化することを目的として、ひきこもり等青少年やその家族等を対象とした「命の大切さに関する普及啓発活動」に取り組む民間団体への補助制度を、平成22年度から開始しました。

平成22年度は、5団体の行う5事業に対して補助しています。

エ 心と体の健康に関する教育の充実、喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止・啓発

(ア) 児童・生徒のこころの健康づくり〔教育局〕

最近の社会環境の複雑化等に伴い、こころの悩みや、こころの健康に問題をもつ児童・生徒が多くなっており、これら児童・生徒の状況を適切に把握し、速やかに対応することが重要になっています。

県教育委員会では、こういった児童・生徒への対応の充実を図るため、養護教諭を対象とした「保健室相談活動研修講座」を開催しています。

平成21年度実績

- ・保健室相談活動研修講座(平成21年7月22日、30日、8月3日、12月2日 養護教諭56人)

(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育〔教育局〕

児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環として、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進しています。

○学校、家庭、地域の連携

1 神奈川県学校薬物乱用防止対策推進協議会(平成21年5月22日)

内容 平成20年度の取組み状況報告、平成20年度事業評価、平成21年度推進計画の検討

委員 県内小・中・高校長会、PTA団体、教職員組合、医師会等25団体により構成

2 地区別推進運動(平成21年7月、12月 4,430名)

県立高等学校校長会、県教育委員会、保護者等

内容 県内10地区・49駅前での啓発チラシ等の配布

○教職員等指導者に対する指導・研修の充実

1 薬物乱用防止教室指導者講習会(平成21年8月6日 173名)

外部指導者を対象とした薬物乱用防止の理論及び情報の提供

2 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育指導者研修講座(平成21年11月20日 66名)

保健学習、保健指導を担う教職員を対象とした専門的知識及び参加型学習法の研修

3 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育地区別研修講座(平成21年11月13日 152名)

教職員、保護者、学校保健関係者を対象とした医学的、教育的知識を深めるための講演

4 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育指導用資料の作成(ホームページによる公開)

○児童・生徒に対する啓発

1 薬物乱用防止教室(平成21年度)

【実施率】

	小学校	中学校	高等学校
教室の実施	34.0%	89.6%	97.3%

【指導者】

	小学校	中学校	高等学校
外部講師	28.5%	68.1%	90.4%
教職員	7.2%	46.1%	9.6%

指導者は、複数回実施校が含まれています。

2 喫煙・飲酒・薬物乱用防止啓発ポスター・標語コンクール

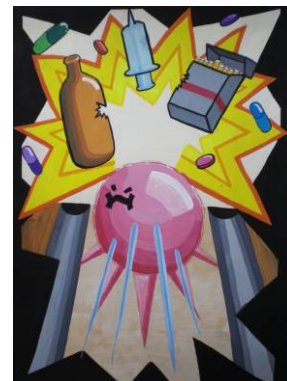
応募数：ポスター 730点、標語 1,344点

1 青少年の成長の基盤づくり

3 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育生徒用教材の作成・配付 喫煙防止指導教材を県内公立全小学6年生に配布

喫煙・飲酒・薬物乱用防止啓発ポスター
最優秀作品（中学校の部）

川崎市立菅生中学校 3年 白岩 実桜さん



（ウ）社会環境健全化推進街頭キャンペーン [県民局]

県民総ぐるみで、青少年を取り巻く健全な社会環境づくりを推進するため、内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）及び「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に合わせて、関係機関・団体と県、市町村が連携して、社会環境健全化推進街頭キャンペーンを県内で実施しています。平成22年度は、平成20年7月に全面施行された神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例への協力を呼びかけるリーフレットやティッシュなどを配布して、青少年の非行防止、社会環境の健全化を呼びかけます。

平成21年度は、7月に13か所、11月に7か所で街頭キャンペーンを行い、啓発チラシ等の配布を行いました。



（エ）私学団体への補助（薬物乱用防止研修） [県民局]

各私学団体が実施する薬物乱用防止研修へ補助をしています。

平成21年度実績

神奈川県私立中学高等学校協会	18万5千円	※平成22年4月から 「神奈川県私学保護者会連合会」 に名称変更
神奈川県専修学校各種学校協会	3万円	
神奈川県私学父母連合会※	10万5千円	
合 計	32万円	

（オ）私学への広報活動（薬物乱用防止教材の配布） [県民局]

私立学校への喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育教材の提供及び啓発を行っています。

○児童・生徒に対する啓発・指導の充実

私立小学校6年生の児童へ喫煙・飲酒防止教材を配布しています。

○家庭との連携

神奈川県私学父母連合会※の機関誌「父母連合会NEWS」で薬物乱用防止に関する啓発をしています。（平成21年4月1日号掲載）

（カ）薬物乱用防止教室の開催 [警察本部]

少年による薬物乱用の未然防止や少年の規範意識醸成を図るため、薬物の害などを分かりやすく説明したリーフレットや薬物乱用防止広報車を活用し、学校やくらし安全指導員と連携した薬物乱用防止教室を開催しています。また、平成22年は、大学に対する薬物乱

用防止講演会なども積極的に開催しています。

平成21年中は、警察職員による薬物乱用防止教室を333回開催しました。また、薬物乱用防止広報車を薬物乱用防止教室やキャンペーン等に46回派遣しました。

表2-1-1 警察職員による薬物乱用防止教室の開催状況（平成21年中）

区 分	開催回数	対象人員
総 数	333 回	85,275 人
小 学 校	68 回	8,559 人
中 学 校	122 回	33,234 人
高等学校	55 回	15,896 人
その他学校	19 回	7,423 人
学校以外	69 回	20,163 人

資料出所：警察本部少年育成課

表2-1-2 薬物乱用防止広報車の派遣状況（平成21年中）

区分	派遣回数	啓発人員
薬物乱用広報車の派遣状況	46 回	14,887 人

資料出所：警察本部少年育成課

（キ）薬物乱用防止対策の推進〔保健福祉局〕

青少年が覚せい剤、大麻、麻薬、シンナー等を乱用し、警察に検挙された者の総数はここ数年間で見ると増減を繰り返しながら全体としては減少しています。個別の薬物事犯について見ると、覚せい剤の乱用により検挙された未成年者はここ数年横ばいの状況であります。シンナー等の乱用による検挙者はここ数年減少しています。大麻の乱用により検挙された未成年者は昨年と比較して減少しましたが、依然として多数の未成年者が検挙されており、青少年の薬物情勢は依然として予断を許さない状況が続いているため、次のような薬物乱用防止対策に取り組んでいます。

○薬物乱用対策推進本部の取組み

薬物乱用対策推進本部は、毎年度、薬物乱用防止対策実施要綱を策定し、この要綱に基づき各関係機関・団体が連携しながら、県内での対策を総合的かつ効果的に推進しています。平成21年度の実施要綱では、啓発活動の推進、取締りの強化、乱用者に対する処遇など、具体的に実施すべき対策を定めています。

特に青少年関係では、啓発・青少年対策部会でも検討がなされ、①学校における啓発・指導、②地域における啓発、③家庭への啓発、④広報媒体・運動による啓発、⑤青少年乱用者の早期発見などに関して、きめ細かな対策が盛り込まれています。

○薬物乱用防止推進地域連絡会の取組み

県内9か所の保健福祉事務所に薬物乱用防止推進地域連絡会を設置し、国、県及び市町村の各関係機関や、薬物乱用防止指導員協議会（37支部471名）、麻薬等薬物相談員（24名）、自治会、PTA、保護司会、青少年指導員連絡協議会等が連携して、地域に密着した薬物乱用防止運動を展開しています。

連絡会では、地域における啓発活動の協議・実施、薬物乱用実態の把握、薬物乱用者の相談・治療に係る調整等を行っています。

1 青少年の成長の基盤づくり

○薬物乱用防止教室の開催

麻薬取締員や薬物乱用防止指導員を、学校等で開催される薬物乱用防止教室に講師として派遣し、小・中・高校生、PTA関係者等に対して薬物乱用防止思想の普及・啓発に努めています。また、神奈川県薬剤師会の協力を得て、各学校に配置されている学校薬剤師が、小・中・高校生及びPTA関係者を対象に、薬物乱用の弊害や家庭や社会に与える危険性を訴えています。

表2-1-3 薬物乱用防止教室実施状況（平成21年度）

区 分		講師		麻薬取締員等		学校薬剤師	
		学校数	生徒数(人)	学校数	生徒数(人)	学校数	生徒数(人)
高等学校	公立	44	15,822	6	2,053		
	私立	7	1,760	1	420		
	計	51	17,582	7	2,473		
中学校	公立	39	9,840	28	3,683		
	私立	3	1,310	0	0		
	計	42	11,150	28	3,683		
小学校	公立	29	2,993	56	4,624		
	私立	0	0	0	0		
	計	29	2,993	56	4,624		
PTA等		44	5,731	9	709		
合 計		166	37,456	100	11,489		

資料出所：薬務課

（ク）薬物クリーンかながわの推進【保健福祉局】

平成4年10月、県内の各機関、団体が相互に連絡・調整を図り、県民と一体となった薬物乱用防止啓発運動を展開することによって「不正薬物の存在しない、不正薬物の侵入を許さない『薬物クリーンかながわ』」の実現に寄与することを目的として、県内の各種分野の民間団体、市町村、国及び県機関で構成する「薬物クリーンかながわ推進会議」（178機関・団体が加入）が設立されました。

平成21年度は、講演会（出席者427名）、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に係る街頭キャンペーン（169か所）、国連支援募金活動（約134万円）、麻薬・覚せい剤乱用防止運動に係る街頭キャンペーン（160か所）、広報・機関紙の発行（2回 各4,450部）、啓発資材の作成などを行いました。

平成22年度においても、「薬物クリーンかながわ推進会議」が中心となり、青少年・教育関係団体と連携して、県民総ぐるみによる薬物乱用防止啓発活動に取り組みます。

（ケ）未成年者の喫煙防止の推進【保健福祉局】

未成年者の喫煙は、大人に比べ健康への害が大きいばかりでなく、短期間の喫煙でも止められなくなることが知られています。そのため、子どもたちに喫煙させない教育が重要です。

そこで、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への害等についての正しい知識を身に付けてもらうため、平成17年度より毎年9万5千部のリーフレットを作成し、県内の小学校6年生全員に配布しています。

また、保健福祉事務所の医師・保健師等が学校等からの求めに応じて喫煙防止教育を行っています。平成21年度は、16回実施し、2,011人が受講しました。

さらに、平成21年度からは、県立高校での喫煙防止教育を一層推進するため、神奈川県

まると活用事業（保健福祉事務所長等による高校生への喫煙防止教育の実施）」として、3年計画で全県立高校において各1回以上保健福祉事務所長等による喫煙防止教育を行うこととしています。平成21年度は、25校で実施し、7,090人が受講しました。

オ 性に関する正しい知識の普及、適切な意思決定・行動選択能力の育成

（ア）性・エイズ教育の推進〔教育局〕

児童・生徒の性の逸脱行為や性感染症等、性にかかわる諸問題について、科学的知識の習得や、生命の尊さ、思いやり、自立心等をはぐくみ、豊かな人間形成をめざす性教育やエイズ教育が重要となっています。

県教育委員会では、教員の指導力の向上や家庭教育との連携を図るため、小・中・高等学校の教職員を対象に、新学習指導要領の解説と授業の進め方について、研修講座を開催しました。また、健康教育研修講座において、小・中学校の性・エイズ教育推進指定校による研究発表を実施しました。

平成21年度実績

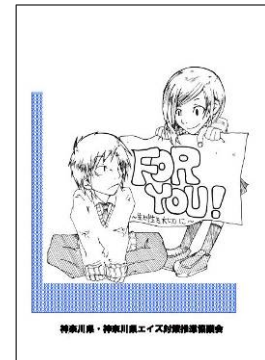
- ・ 性・エイズ教育研修講座（平成21年12月3日）
総括教諭・教諭・養護教諭等、116人
- ・ 健康教育研修講座（平成22年1月22日）
総括教諭・教諭・養護教諭・学校栄養職員等 133人

（イ）エイズ予防の啓発（青少年エイズ・性感染症予防講演会）〔保健福祉局〕

県域の中学校・高等学校（公立・私立）からの派遣依頼により、医療・保健の専門職（保健福祉事務所医師・保健師等）を派遣し、エイズを含めた性感染症の正しい知識や予防方法等について講演会を実施しています。

普及啓発のパンフレットは、より身近なものとして受けとめてもらえるように、県内のエイズや性感染症についての情報を掲載して作成したものを配布しています。

平成21年度には、中学校83回、高等学校30回（合計113回）開催し、17,872人が受講しました。



（ウ）女性の健康支援事業（思春期保健事業）〔保健福祉局〕

女性の健康支援事業の一環として、思春期の児童や保護者等を対象に、心身の健康や性に関する健康相談や健康教育を行っています。

○実施場所

各保健福祉事務所

○相談状況

平成21年度は74件の相談（電話及び面接相談）がありました。

○健康教育状況

平成21年度は思春期の心や身体の健康や特徴、お酒やタバコの影響、食事等をテーマに21回開催し、1,855名の参加がありました。

1 青少年の成長の基盤づくり

カ その他

(ア) 女性への暴力防止に係る出前講座〔県民局〕

教職員・市町村職員等が男女共同参画等についての理解を深め、普及啓発活動に役立てることを支援します。

内容：男女共同参画一般、女性への暴力（DV）防止等

対象：教職員、市町村職員等

事前申込みにより随時開催

平成21年度は、県機関2か所、市町5か所、中学校1か所で講座を行い、延べ238人が受講しました。

(イ) 未成年者の受動喫煙の防止〔保健福祉局〕

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙は、肺がんや心臓病など、多くの病気の原因となります。この受動喫煙から県民の健康を守るため、平成21年3月に「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定し、平成22年4月1日から施行しました。

この条例では、特に健康への悪影響の大きい未成年者を受動喫煙から守るため、保護者に未成年者の受動喫煙を防止するように努めていただくとともに、施設管理者及び保護者に、保護者同伴であっても未成年者（従業員を除く）を喫煙区域や喫煙所に立ち入らせないようにしていただくこととしています。

そこで、施設管理者が施設の区分に応じ、禁煙又は分煙にするなどの必要な措置を講じ、次の表示を行うことをはじめ、この条例の規定に沿った対応が徹底されるよう、県民及び施設管理者への周知に取り組んでいます。



(2) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

ア 義務教育期における基礎学力の確実な習得及び道德教育、体育・健康に関する指導の推進

(ア) 学習状況調査の実施〔教育局〕

県内の公立小学校及び中学校における日ごろの学習状況や成果を調査し、その結果を教科指導における指導方法の工夫・改善及び児童・生徒の学習に役立てる目的で実施しています。その概要は次のとおりです。

○調査実施対象及び抽出数

県内公立小・中学校から抽出した学校の小学校第3学年及び第5学年在籍者と中学校第2学年在籍者

- ・ 小学校第3学年：約1,600人（抽出校27校から原則として各2学級）
- ・ 小学校第5学年：約1,600人（抽出校28校から原則として各2学級）
- ・ 中学校第2学年：約1,600人（抽出校49校から1学級）

○実施時期

平成22年1月18日から1月22日

○調査教科

- ・ 小学校第3学年：国語、算数、意識調査
- ・ 小学校第5学年：国語、社会、算数、理科、意識調査
- ・ 中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、意識調査

○結果の概要

- ・ 小学校第3学年：学習指導要領の目標や内容を基に、基礎的・基本的な学習内容について出題しており、全体的には基礎的・基本的な内容については良好な結果ですが、教科ごとに次のような課題があります。

（課題）国語－自分の考えを自分の言葉で表現する力

算数－文意をとらえ、見通しを立て、順序立てて考える力

- ・ 小学校第5学年：学習指導要領の目標や内容を基に、基礎的・基本的な学習内容について出題しており、全体的にはおおむね良好ですが、「資料を読み取り情報を適切に処理し問題解決する力」に課題があります。教科ごとに次のような課題があります。

（課題）国語－漢字を正しく書くことや資料を基に自分の考えを筋道を立てて書く力

算数－必要な情報を適切に選択する力

社会－複数の資料を相互に関連付けて読み取り、活用する力

理科－顕微鏡を適切に操作する力や条件に着目して実験を計画する力

- ・ 中学校第2学年：学習指導要領の目標や内容を基に、基礎的・基本的な学習内容について出題しており、全体的には文章や資料から読み取った内容を基に考察し、分かりやすく組み立てたり説明したりする力に課題があります。また、教科ごとに次のような課題がみられ、それぞれに改善や充実が必要です。

（課題）国語－言葉のきまりに関する知識や条件に即して論理の展開を工夫して書く力

社会－社会的事象を関連付けたり、資料から考察したことを表現したりする力

数学－文章題から連立方程式の解を1つにする条件を考えたり、式で表現したりする力

理科－観察・実験データを処理したり、観察・実験方法を言葉で説明したりする力

英語－つづりや文のきまりを正しく用いて、内容が相手に伝わる英文を書く力

1 青少年の成長の基盤づくり

- ・意識調査 : 「好きな授業の時間を3つまで選ぶ」という質問で、社会科の割合が他教科に比べ低い傾向にあります。しかし、中学校では高くなっています。「自分の意見を発表することは好きか」という質問に対して、好きな傾向を示した児童の割合は小学校第3学年で5割程度です。学年が上がるにつれ減少する傾向は、昨年と同様です。「勉強について困っていることがあるか」という質問について、「勉強のやり方が分からない」「勉強しても思うように成績が上がらない」と回答した割合は、学年が上がるにつれて高くなっています。

○結果のまとめの作成

結果の分析や今後の指導方法の工夫・改善についてまとめた「結果のまとめ」を作成し、県内の全公立小・中学校（横浜市・川崎市を除く）及び関係機関に配布しました。その中で、次の点を踏まえて取り組むように求めています。

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の習得とこれらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成を図るために、言語活動を充実させた指導
- ・体験的な活動、問題解決的な学習を取り入れ、児童・生徒の興味・関心を生かし、自主的・自発的な学習を促す。
- ・家庭学習の習慣を確立するために、家庭との連携を図り、発達段階や個の状況に応じた適切な家庭学習の支援

（イ）体力づくりの推進【教育局】

最近の児童・生徒は、体力・運動能力の低下や運動する子どもとそうでない子どもの二極化がみられ、また、食生活の乱れや生活習慣が確立できていない児童・生徒も見受けられます。

このような背景から、規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に外遊びや運動・スポーツ活動に取り組み、健康で活力にあふれた児童・生徒を育成するため、次の事業を行い学校全体で取り組む健康・体力づくりを推進しました。

○神奈川県児童生徒健康・体力づくり推進委員会の開催

○全公立小学校を対象とした「子どもキラキラタイム」実践研究（H16～18）

○全公立中学校を対象とした「かながわイキイキスクール」実践研究（H19～20）

体力と生活習慣は相関があるため、「Let's Enjoy! 健康・体力づくり」を合言葉として、「しっかり朝食、たのしく運動、テレビはひかえて、ゆっくり睡眠」のキャッチフレーズを使いながら子供たちが自らの生活習慣を見直し、体力向上を目指す、健康・体力づくりを推進します。

（ウ）「かながわハツラツ・スクール」プロジェクト【教育局】

県教育委員会では、全公立小学校を対象とした「子どもキラキラタイム」実践研究及び全公立中学校を対象にした「かながわイキイキスクール」実践研究等、これまで各学校で行ってきた体力づくり推進事業における取組みの継続・発展を促すとともに、小・中・高等学校における体育・健康教育を、系統的・効果的に推進する「かながわハツラツ・スクール」プロジェクトに取り組んでいます。

このプロジェクトで実施する事業の内容は次のとおりです。

〈体育・健康教育推進モデル校〉

○「元気な学校づくり」実践研究校

健康で活力ある学校づくりを推進するため、公立小・中学校及び県立高等学校に研究委託し、生涯にわたり健康・体力づくりができる児童・生徒の育成を推進します。

〈体育・健康教育推進研修〉

○体育・健康教育推進研修講座

学校の特色を生かし、家庭や地域の力を活用し、学校全体で取り組む体育・健康教育の推進に関する講義及び研究協議を行い、教員の実践的指導力の向上を図ります。

○新体力テストの実施と活用（体育センター指定研修「小学校体育指導法に関する研修講座」の中で実施）

新体力テスト実施上の様々な課題に対応した効率的な実施方法や、学校における効果的なデータの活用方法についての講義及び実技研修を行い、教員の指導力の向上を図ります。

〈体育・健康教育推進情報発信〉

○体育・健康教育推進ハンドブックの作成

学校の特色を生かした体育・健康教育の推進に関する理論編を作成・配付し、平成22年度は実践例（「元気な学校づくり」実践研究校の実践）を集録した実践編を作成・配付することにより、各学校の体育・健康教育の推進を図っています。

○健康・体力づくり相談窓口「ハツラツ・デスク」の設置

健康・体力づくりに関する相談窓口を設置し、各学校の体育・健康教育の推進を支援しています。

（エ）保健室支援事業〔教育局〕

児童・生徒の心身の健康問題は多様化し、保健室の利用者数が増加傾向にあります。また、特別な配慮を必要とするケースや保健室登校などの増加もみられ、養護教諭の健康相談への期待が高まっていますが、養護教諭は基本的に一人配置であり、校内で同じ職種の教諭に指導助言を仰ぐことができないため、経験年数の浅い養護教諭を支援する体制が望まれます。このような状況に対応するため、平成21年度、文部科学省の委託事業を活用し、退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣し、健康問題等についての指導助言などを内容とする支援を行いました。

平成21年度は、9校（小学校6校、中学校1校、高等学校1校、特別支援学校1校）に8名のスクールヘルスリーダーを派遣しました。

（オ）道徳教育実践研究事業〔教育局〕

学習指導要領の趣旨並びに子どもたちや学校、家庭、地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実を図っています。

○神奈川県道徳教育推進協議会の設置

推進校の研究の進捗状況や内容について情報交換を行い、研究の成果と課題について協議、指導・助言を行っています。

（カ）学校における消費者教育の推進〔県民局〕

複雑多様化した経済社会の中で、青少年が消費者としての基礎的な知識を学び、社会の一員として賢く生きる力を身に付け、自立した消費者になれるように、中学生向け、高校生向けの生徒用教育資料及び教員用解説書の作成・配布や教員を対象に消費者教育教員研修などを実施しています。

1 青少年の成長の基盤づくり

表2-1-4 学校における消費者教育実施状況（平成22年度）

	作成部数	対 象 等
中学生用教育資料 	84,000部	中学2年生全員を対象に配布(国・公・私立とも)
高校生用教育資料	66,000部	高校2年生全員を対象に配布 (公・私立とも、ただし一部私立は見本配布)
中・高校生教員用解説書	8,000部	中学校・高校教員向け、各校配布(公・私立とも)
消費者教育教員研修	期日：夏季休暇期間中に8日間(16講座) 対象：小、中、高、特別支援学校等の教員が、希望する講座を受講	

資料出所：消費生活課

(キ) 消費生活ミニ出前講座の実施〔県民局〕

青少年は社会的経験が少ないため、キャッチセールスやアポイントセールスなどの悪質商法に遭う機会が多く、最近ではインターネットや携帯電話等のトラブルに巻き込まれるケースも増加しています。そうした状況を踏まえ、学校の授業やPTAなどの会合を活用して消費者被害の未然防止を図るため、学校等のからの希望を受け、消費生活相談員等の講師を無料で派遣する消費生活ミニ出前講座を実施しています。

表2-1-5 消費生活ミニ出前講座の実施状況

年度	実施回数	受講者数
平成21年度	6回(中学校1、高校3、専門学校1、大学1)	744名

資料出所：消費生活課（平成21年度）

(ク) 消費者被害未然防止CM映像コンクールの実施〔県民局〕

若者が消費者被害の手口等について学ぶきっかけとして、消費者被害に遭わないよう注意を呼びかけるCM映像コンクールを実施しました。成果物は啓発に活用する予定です。

平成21年度は、「消費者力アップ！漫画コンクール」を実施し、17件の応募がありました。

(ケ) かながわ学びづくり推進事業〔教育局〕

市町村教育委員会と連携を図りながら、児童・生徒の学力向上の取組みを進めています。平成20年度は中井町を指定して本事業を行いました。平成21年度は、三浦市、大和市、平塚市、中井町、箱根町、清川村の6市町村に拡充して推進地域を指定しました。平成22年度は、三浦市、清川村、平塚市、大井町、箱根町の5市町村に推進地域を指定し、家庭、地域と連携した実践研究を行っています。また、大学教員やPTA代表者等、各関係機関から委員を構成する「かながわ学力向上支援連絡協議会」を設置し、推進校を支援しています。さらに、「かながわ学力向上シンポジウム」を開催して、研究成果等の普及に努めています。

イ 豊かな人間関係をはぐくむコミュニケーション能力の育成

(ア) 豊かな人間関係をはぐくむコミュニケーション能力の育成 [教育局]

児童・生徒の人間関係を調整する力やコミュニケーション能力の育成を図り、子ども同士の豊かな人間関係の構築を目的として、学校における子どもたちの人間関係づくりや社会性を高める参加体験型プログラムの実践（「仲間づくり教室」）や「よりよい人間関係作りのための心理教育的プログラム」等を活用した教員研修（「絆づくり研修講座」）を、実施します。

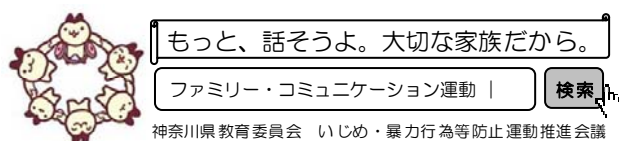
(イ) ファミリー・コミュニケーション運動の推進 [教育局]

少子化、核家族化といった社会の変化や、テレビゲームなどの影響を受けて、家庭内でのコミュニケーション不足が指摘されている中、いじめや暴力行為等の未然防止のため、PTA、学校、行政機関が連携して家族のコミュニケーションを深め、子どもたちが自分の気持ちを素直に表現する力や相手を思いやる気持ちを育む「ファミリー・コミュニケーション運動」の取組みを進めています。

この運動が広がることにより、子どもたちのコミュニケーション能力が向上し、いじめや暴力行為の早期発見や未然防止につなげていきたいと考えています。

平成19年7月から、毎月第一日曜日を「ファミリー・コミュニケーションの日」として、イベントや施設優待など家族のコミュニケーションが深まる環境づくりを行っています。

平成21年度は、2万人以上の方が優待施設を利用し、啓発事業として「ファミリー・コミュニケーション・ウォーク大会」や「公開講演会」を開催しました。平成22年度は、施設優待の他、ウォーク大会を毎月1回、公開講演会を年6回開催しています。



(ウ) 特色ある高校づくり実践推進（読書活動の実践推進） [教育局]

子どもの「読書離れ」が指摘される中、県では平成21年7月に「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。県立高校においても、確かなことばの力、豊かな感性、幅広い表現力と創造性を育むことができるよう、豊かな読書活動の機会を提供し、よりよい読書習慣を形成する活動を推進しています。

○必読書・推薦書の選定整備とブックリストの公開

豊かな読書活動の指針とするため、各高校における必読・推薦書等の選定・整備活用に係る支援を行っています。平成22年度は、40校を支援しています。なお、平成19年度からは、各高校で選定したブックリストを、神奈川県教育委員会のホームページで公開しています。

○読書活動充実のための創意工夫を凝らした取組みへの支援

各高校における展示コーナーの充実、プロの朗読や読書に関する講演など、創意工夫を凝らした読書活動充実プログラムに係る経費を支援しています。

平成22年度は、22校の取組みを支援しています。

ウ 情報モラル教育やメディアを正しく活用する能力の育成

(ア) 携帯電話教室の実施〔教育局〕

子どもたちが携帯電話の安全な使い方の知識やマナー等の理解を深め、いじめなどのトラブルに巻き込まれないための知識や技能を身に付けるため、平成21年度に、企業協力による携帯電話教室を、全県立高等学校と、公立小・中学・特別支援学校併せて420校で実施しました。平成22年度についても、引き続き、500校以上で実施します。

(イ) 携帯電話サイト「かながわモード」の運営〔教育局〕

子どもたちの携帯電話やインターネットの利用が急速に拡大する中、犯罪に巻き込まれたり、不適切な書き込みが人間関係のトラブルに発展したりするなど、様々な問題が発生していることから、子どもたちが携帯電話を安全に安心して使用できるよう、トラブルへの対処法や相談先を案内するページなどからなり、親子で学習することができる携帯電話サイト「かながわモード」を開設し、運営しています。

携帯電話サイト「かながわモード」のアドレスと2次元コード
<http://www.pref.kanagawa.jp/i/40/4027/02/index.html>



(ウ) 人材開発・実践事業（メディアリテラシー講座）〔県民局〕

中学生・高校生を対象に、女性の人権尊重および固定的な性別役割分業の解消に向けて、メディアが発信する情報を主体的に読み解き、評価する能力の向上を支援しました。

開催日：平成22年7月22日（木） 参加人数 34名

内 容：講義「メディアに隠された意図を読み解く～情報に惑わされず、真実を見抜くコツ～」、ワークショップ

平成21年度は、同様の講義とワークショップを実施し、参加人数は46名でした。

(エ) 子どもとメディアとの関わりを考える地域づくり事業〔県民局〕

平成22年3月に、平成20・21年期神奈川県青少年問題協議会から、「情報化社会において子どもがテレビやゲームなどのメディアと上手につき合っていくために、“子どもたちが低年齢期から健全なメディア習慣を身につけていくこと”や、“子どもの健全なメディア習慣の形成を社会全体の問題として捉え、全ての関係者が手を携えて取り組んでいくこと”が期待される」との報告を受け、県では、子育て支援に取り組むNPOと協働し、県青少年問題協議会が作成した啓発冊子などを活用しながら、保護者・家族等への普及啓発やこの問題について地域全体で考える仕組みづくりに取り組んでいます。

平成22年度は、県内の2つのNPOと協働し、保護者・家族や地域住民等と一緒にこの問題について考える講座等を実施しています。当事業のホームページアドレスは、

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seisyonen/kyoudou-kodomotomedia/index.html>です。



啓発冊子（リーフレット）

『上手につき合い方してますか？子どもとテレビ。』

エ その他

(ア) 高校生向け自分らしさ発見プログラム [県民局]

男女共同参画の取組みの現状と動向を学び、男女共同参画を基礎においた価値観、職業観の形成に役立てています。

対象：高校生

事前申込みにより随時開催

平成21年度は、「自分らしさ」などをテーマに、公立高校1校（計18名）に対して実施しました。

(イ) 金銭・金融教育の推進 [県民局]

複雑多様化する経済社会の中で、青少年が基礎的な金融知識を学び、合理的な生活設計能力を身につけられるよう神奈川県金融広報委員会（事務局：県消費生活課）は、学校・保護者等へ金融広報アドバイザーの講師派遣と啓発刊行物の提供を無料で行っています。

表2-1-6 学校における金銭・金融教育の実施状況

平成21年度	金融広報アドバイザーの派遣	小学校1校:3回、高等学校等:4回
	金融経済刊行物の提供	児童・生徒・教員向け刊行物:10,877部
平成20年度	金融広報アドバイザーの派遣	小学校・保護者等:2回、高等学校等:8回
	金融経済刊行物の提供	児童・生徒・教員向け刊行物:11,017部

資料出所：消費生活課（平成21年度）

1 青少年の成長の基盤づくり

(3) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ生活体験・社会参加活動の推進

ア 地域での生活体験、農業などの生産体験、伝統文化への理解と体験などを通じた異年齢間の交流・集団活動の促進

(ア) 県立藤野芸術の家における体験活動〔県民局〕

青少年をはじめとした県民の皆様が豊かな感性と創造性を育むことを目指して、宿泊型体験施設である県立藤野芸術の家において、陶芸・音楽等の各種体験活動事業を実施しています。

○体験事業

より多くの人が気軽に立ち寄り、楽しく芸術・自然を体験できる常設の事業を行っています。

平成21年度は、陶芸、木工、ガラス工芸、音楽等の体験事業を行いました。

○学習事業

絵画、音楽、舞台音響・照明機器の基礎等を学び、それらの技術や知識向上を目的とした事業を行っています。

平成21年度は、アートテクニカルスクールや、音楽基礎講座等を開催しました。

○創造事業

より専門的な芸術活動・創作活動のための講習会や、芸術家の作品を鑑賞する事業を行っています。

平成21年度は、弦楽五重奏コンサートを開催しました。

表2-1-7 県立藤野芸術の家利用者数

		(人)		
区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
宿 泊	宿泊棟	12,852	12,614	12,340
	テントサイト	1,142	1,578	1,821
施 設	ホール・音楽スタジオ・会議室等	34,379	34,993	32,435
	体験工房	47,828	45,434	44,023
	野外活動施設	3,788	4,475	4,795

資料出所：(社)神奈川県青少年協会

(イ) 県立柳島青少年キャンプ場における体験活動〔県民局〕

青少年の野外活動の拠点として、宿泊体験、野外炊事等の場を提供するとともに、季節にちなんだ体験事業を実施しています。

表2-1-8 県立柳島青少年キャンプ場利用者数

(人)			
区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
宿泊利用	3,594	4,318	4,774
日帰り利用	3,503	4,084	5,696
合 計	7,097	8,402	10,470

資料出所：(社)神奈川県青少年協会

(ウ) 観音崎青少年の村の運営 [県民局]

青少年の野外体験活動及び青少年指導者の研修・実践活動の促進を図る場として設置し、民間団体が行う観音崎青少年の村の運営を助成しています。

表2-1-9 観音崎青少年の村利用者数

(人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
宿泊利用	10,010	10,078	9,720
日帰り利用	3,688	3,800	3,050
合 計	13,698	13,878	12,770

資料出所：(社)神奈川県青少年協会

(エ) 家庭教育力の充実（体験活動推進事業）[教育局]

子どもたちの「生きる力」を育むためには、ものづくりや科学体験、社会体験、自然体験などさまざまな体験活動が不可欠であるため、「地域で子どもを育む事業～かながわ子どもワクワク体験の推進～」の展開を図っています。

特に、夏季休業期間中に県機関が実施している子ども向けの体験活動にかかわる事業について、「夏休みかながわ子どもワクワク体験」として取りまとめ、県ホームページにおける情報提供を行っています。

平成21年度は、県立の工業系専門高校9校における、子どもたちに科学技術やものづくりに興味をもつような「親子ものづくり体験教室」など202事業を実施し、延べ49万人以上の参加がありました。

平成22年度も、県立の工業系専門高校10校における「親子ものづくり体験教室」などおよそ220事業を実施します。

(オ) かながわ産食材を活用した学校給食の推進 [環境農政局]

神奈川県産の食材を活用した学校給食を通して、県内農林水産物への子どもたちの理解を育むとともに食育の推進を図るため、「かながわ産品学校給食デー」の実施を幅広く呼びかけています。学校給食食材に適したかながわ産品の情報発信などを行うとともに、効果的な食育学習のための学習用パンフレットを作成しています。

平成21年度には、学校給食を実施している県内公立小・中学校等のうち、98%の学校で「かながわ産品学校給食デー」が実施されました。

(カ) 農業体験を通じた農業農村の理解促進活動の推進 [環境農政局]

将来を担う子どもたち等が、食料生産の場である農業や農地の大切さに気付く機会が増えるよう、農を通じた体験学習や農業用施設の見学（やさいの栽培収穫体験ほか）、農業用水や地域環境を学ぶ取組み（田んぼの生きもの調査ほか）など、農業体験の場を通じて食料の生産過程や農業農村への理解の促進を図る取組みを行っています。平成22年度は、県内5か所でやさいの栽培収穫体験などの取組みを実施しています。

平成21年度は、県内6か所で取組みを開催し、延べ673人の児童等の参加がありました。

1 青少年の成長の基盤づくり

(キ) 子ども里地里山体験学校の開催〔環境農政局〕

県では、次世代を担う子どもたちに里地里山での体験活動を通して、その素晴らしさや大切さについて知っていただくため、子ども里地里山体験学校を開校し、里地里山に対する理解促進を図るとともに、里地里山のふれあいの機会を提供しています。平成22年度は、小田原市久野の田んぼで親子を対象とした体験学校（全3回）を開校しています。

平成21年度は、相模原市小松・城北で「田んぼの学校（全2回）」、秦野市菩提で「畑の学校（全4回）」を開校しました。

(ク) 林業普及指導〔環境農政局〕

各地区の林業普及指導員による森林・林業の普及活動の一環として、学校からの要請を受け、小・中学生等に対して総合学習における林業体験教室、森林教室等の支援を実施しています。

平成21年度は、小学校9校、中学校1校の計10校に対して13回、延べ1,907人に対し植樹、下草刈り、枝打、間伐作業、炭焼、シイタケ植菌等の林業体験教室、きのこなどの自然観察、フィールドゲーム等の森林教室、木工などの工作等多彩なプログラムを実施しました。

(ケ) 21世紀の森 林業体験教室〔環境農政局〕

南足柄市にある県立21世紀の森では、親子木工教室や森林文化体験を実施しています。平成22年度は、指定管理者の自主事業により24回実施する予定です。

平成21年度は、延べ18回、801人が参加し森林の観察を通じて森林の機能の重要性を理解したり、木工を通じ木の良さを知ってもらい林業活動による木材生産の必要性を理解していただきました。

(コ) 青少年舞台芸術活動の推進〔県民局〕

青少年の舞台芸術活動と県民の芸術文化の振興を図るため、県立青少年センターですぐれた舞台芸術の鑑賞、演劇・ダンスの講習会・発表会、人形劇の発表会等を実施しています。

また、青少年・県民の文化活動に対してホール・多目的プラザ・練習室の施設・設備の提供、県域的な芸術文化活動の相互交流を深めるための音楽演奏会、伝統芸能・演劇・ダンスコンクールなどの共催事業も実施しています。

表2-1-10 青少年舞台芸術活動の推進事業（平成21年度）

事業名	回数	事業名	回数
人形劇フェスティバル	1	高校生のための芝居塾	39
舞台芸術等鑑賞会	7	ダンス発表会	1
小・中・高校演劇発表会	3	中・高校演劇講習会	2
中学校創作劇発表会	1	ダンス講習会	1
		舞台照明講座	1

資料出所：県立青少年センター

(サ) 伝統芸能人材の育成 [県民局]

伝統芸能に触れる機会が少なくなり、伝統芸能の後継者の育成が課題となる中で、青少年を対象とした体験型ワークショップを実施し、伝統芸能に触れ関心を持っていただく機会を提供し、もって伝統芸能人材の育成につなげていくことを目的として、伝統芸能団体との協働事業を平成18年度から実施しています。

平成22年度は、「日本舞踊」と「三味線」の2分野7会場で実施しました。

また、県立中等教育学校・高等学校での学年単位での「相模人形芝居学校交流ワークショップ公演」は5会場で実施することとしています。（一部終了。）

(シ) 伝統芸能の普及振興 [県民局]

地域で受け継がれている貴重な伝統芸能・民俗芸能等を、青少年をはじめ多くの県民に紹介することにより、日本の伝統文化への理解を促進し、継承・発展を促すため、実行委員会形式や共催による公演事業を行っています。

具体的には、県内外の地芝居（農村歌舞伎）団体に発表の機会を提供し、広く県民に紹介する「地芝居」の公演や、中・高校生を対象にした「能・狂言体験教室」、県内の太鼓演奏団体による和太鼓フェスティバル「かながわの太鼓」などを実施しています。

平成21年度は、7事業を実施し、7,398名の鑑賞者がありました。

平成22年度は、「かながわ民俗芸能大会」や「相模人形芝居普及巡回公演」等、7事業が実施される予定です。

(ス) ストリートミュージシャンの活動支援 [県民局]

新進のストリートミュージシャンの活動を支援する事業として、NPO法人ARCSHIPと協働して、ライブコンテスト「Yokohama H000D!!～ストリートミュージシャンフェスティバル横浜～」を実施しています。

平成21年度は、オリジナルで勝負・お気に入りのカバー・メンバー全員学生の3部門合計で134組の応募があり、そのうち学生部門には、27組の応募がありました。また、県内各地で開催されている新進のストリートミュージシャンのライブコンテストの成績優秀者が野外会場に一堂に会して、広く県民の方々に向けて演奏する県主催のコンサートイベント「カナガワミュージックサミット2010」が実施され、「Yokohama H000D!!」メンバー全員学生部門グランプリ受賞者と、「ヨコハマ・ハイスクール・ミュージックフェスティバル2009」のグランプリ受賞者が参加しました。

(セ) 科学体験活動 [県民局]

理科離れを食い止め、県内の青少年が、科学を身近に感じ、楽しく学ぶことができるような環境づくりを目指し、インターネット科学館の運営、課題探求型科学体験教室、ロボット工作、おもしろ実験、星空教室など、幅広い事業を行っています。

県内に広く遍く、ひとりでも多くの方に科学の魅力を伝えるために、平成17年度からは、地区センター、公民館、児童館等と連携して行う移動科学教室など、移動型、出張型の館外事業にも力を入れています。科学体験指導者を育成するための指導者セミナーも実施し、セミナーの修了生たちは、各地域で科学体験指導者やアシスタントとして活躍し、科学体験活動の輪を広げています。

また、市町村の教育委員会や学校と連携して、科学体験のための授業支援や教員向けの研修も行っています。

さらに、平成20年度からは「理科好きな子ども」を育てる「理科好きな小学校の先生」の養成を支援するために、県内の小学校教員養成課程を持つ大学との連携事業を実施しています。

1 青少年の成長の基盤づくり

表2-1-11 科学体験活動実施状況（平成21年度）

事業区分	事業内容	事業実施回数(合計)	参加者延べ人数(合計)
科学活動啓発・環境整備	子どもサイエンスフェスティバル各地区大会、子ども科学探検隊、青少年のための科学の祭典、星空教室等 10 事業	66	10,456
地域における科学体験活動	移動科学教室、自然観察会、講師派遣型科学教室等 5 事業	54	4,656
ものづくりサイエンス	青少年のためのロボフェスタ 2009、ロボットセミナー、プチロボ予選会、科学工作教室等 8 事業	46	2,529
科学体験指導者育成	おもしろ実験・科学工作指導者セミナー、ロボット工作・競技会指導者セミナー等 5 事業	32	350
課題探求型科学体験教室	小学生科学研究クラブ、高校生天文講座等 5 事業	60	494
教員対象研修講座	授業支援事業、教員対象研修講座	24	994
大学連携	小学校教員を目指す学生向け講座	10	459

資料出所：県立青少年センター

（ソ）武道館指導事業〔教育局〕

みんなが楽しめるスポーツ活動の推進を図るため、武道館では「武道教室」、「武道体験教室」、「出張武道体験教室」、「青少年武道錬成会」を開催しています。

平成22年度は、小学生を対象とした柔道等の武道教室(3種目)を、中学生以上を対象とした剣道等の武道教室(7種目)を実施しています。また、県民スポーツ週間の中央イベントとして武道体験教室(11種目)や出張武道体験教室(2種目)を開催するほか、青少年武道振興の一環として青少年武道錬成会(6種目)を開催します。

平成21年度は武道教室(8種目参加者661名)、県民スポーツ週間の中央イベントとして武道体験教室(11種目参加者326名)や武道教室(4種目参加者204名)、出張武道体験教室(2種目参加者138名)、青少年武道錬成会(6種目参加者3,302名)を開催しました。

イ ボランティア活動等、地域での社会参加活動の促進

（ア）地域貢献活動・ボランティア活動の推進〔教育局〕

社会の構成員として、豊かな人間性を身に付けた人材の育成をめざし、生徒のボランティア活動への意欲を高めるため、ボランティア強化月間の設定を行っています。また、地域における学校間の連携を図るため、平成22年度は、「県立高校教育力向上推進事業」においてボランティア・福祉教育推進校9校を指定しています。

学校教育活動においても、生徒の自発的なボランティア活動への意欲を高め、ボランティアとは何かを学ぶ機会として、「地域貢献活動」を位置づけ、年間活動計画に基づいて取り組んでいます。また、これを象徴する日として、平成22年度からは、原則として9月から11月の間に、各学校が独自に「地域貢献デー」を設定し、各学校の特色や地域性を生かした取組みを進めています。

（イ）体験活動ボランティア活動支援センターの運営〔教育局〕

青少年の多様な体験活動・ボランティア活動を推進するため、平成15年1月、神奈川県生涯学習情報センター内に、「かながわ体験活動ボランティア活動支援センター」を設置し、次のような取組みを行っています。

○ボランティア活動等に関する情報の収集・提供及び相談活動

公民館等の施設や団体等から体験活動やボランティア活動に関する情報を収集し、活動してみたい子どもたちや関心のある保護者、学校関係者等に対して、ホームページにより活動情報を提供しています。また、面談・電話・ファクシミリ等による相談活動を行っています。

平成21年度のホームページのアクセス件数は4,924件、データベース件数は1,807件、相談件数は47件となっています。

ホームページ：<http://www.planet.pref.kanagawa.jp>

相談の受付時間： 神奈川県生涯学習情報センターの休館日（年末年始）を除く

月～金曜日 9時～19時

土・日曜日・祝日 9時～17時15分

T E L : 045-312-7321 F A X : 045-316-0102

○高校生ボランティアセンター（愛称：friends）と地域ボランティアエアポート

平成18年6月3日、県生涯学習情報センター内に、高校生のボランティア活動の拠点として、高校生ボランティアセンターを開設し、公募による高校生スタッフ（平成22年9月1日現在 57名）が、自主的にボランティア活動の企画・実施、ホームページを利用した情報発信などに取り組んでいます。

また、県内17市町18か所の市民活動サポートセンター等を、高校生のボランティア活動の身近な地域の拠点となる「地域ボランティアエアポート」として位置づけ、高校生のボランティア活動に関する相談・紹介や企画・運営・場所の提供を依頼するなど、連携を進めています。

（ウ）体験活動の支援〔教育局〕

ボランティア活動への初めの一步を踏み出そうとしている中学生や高校生を支援するため、平成22年6月26日、横浜で「中学生・高校生等青少年のための『よくわかるボランティア・ナビ』」を開催しました。

このイベントでは、福祉・環境・国際・災害減災・青少年・県立特別支援学校・高校生ボランティアセンターのブースを設け、中学生や高校生ができるボランティア活動の相談に応じたり、ボランティア活動の写真等を展示したりしたほか、ボランティア体験ができるコーナーを用意しました。また、オリエンテーションコーナーではボランティア活動に関するルールやマナー、保険について説明しました。

当日は100名の参加があり、参加者には主に夏休みに参加できるボランティア情報を掲載した「ボランティア・ナビ共通情報誌2010夏」を配付しました。



（エ）かながわ県民活動サポートセンター〔県民局〕

県民のさまざまなボランティア活動を総合的に支援する拠点施設として、活動の場と情報の提供を行うほか、アドバイザーによる相談等を実施しています。

平成21年度は、延べ38万8,476人に利用され、利用団体数は2,164団体でした。

なお、利用団体の活動分野別では、「子育て・教育・青少年」が12.2%を占め、「保健・医療・福祉の増進」の31.5%、「海外協力・外国人支援」の14.4%に次いで3番目となっています。

1 青少年の成長の基盤づくり

また、ボランティア団体等が公益を目的とする事業に自主的に取り組む活動を推進するため、「かながわボランティア活動推進基金21」を設置し、県とボランティア団体等が協働して行う事業への負担やボランティア団体等が実施する事業への助成等を行っており、平成21年度は「子育て・教育・青少年」関連では5事業に対して負担・助成等を行いました。

(オ) 森林づくりボランティア活動〔環境農政局〕

県では、貴重な森林を県民の参加・協力により「豊かで健全な森林」に育てていこうと、「水源の森林づくり」を推進しています。その一環として(財)かながわトラストみどり財団が主催する「県民参加の森林づくり」を支援しています。

具体的には小・中・高等学校の「森林・環境の学習や森林づくり体験」に関する企画の相談、指導者の派遣、用具類の貸出しをはじめ、各種団体や企業の自主的な森林づくり活動への支援、また、初めての方から熟練者まで、大人から子どもまで様々な方に森林づくりボランティア活動に参加いただける機会の提供などを行っています。

平成21年度は、県全体として森林づくりを体験し理解するための下草刈り、枝打ち、間伐などの作業を486回実施し、青少年や家族連れを含めて延べ9,047人の参加がありました。



(カ) 子ども会活動の推進（優良子ども会表彰）〔県民局〕

県では子どもたちやジュニアリーダーが主体となって積極的に活動している子ども会の表彰を昭和46年度から行っています。この表彰制度は子ども会活動が自然や人とのふれあい、文化、スポーツ、遊びなどの豊かな体験活動の場として子ども達の成長に大きな意義を持つことを踏まえ、子ども会活動の育成、発展を図ることをねらいとするものです。

平成21年度の表彰式は平成22年1月23日に県立地球市民かながわプラザで行い、30団体を表彰しました。なお、県内の子ども会数、会員数等の状況はP. 48の表1-7-1のとおりです。

(キ) ボランティア事故共済事業の支援〔県民局〕

青少年指導者等がボランティア活動中に起こした事故を補償・救済することにより、安心して活動に専念できるよう、ボランティア活動の普及を目指して、ボランティア事故共済事業の運営を支援しています。

平成21年度は221件（前年度266件）の保険金（または見舞金）給付がありました。

表2-1-12 ボランティア事故共済加入者数の活動分野別内訳

(人)

活動分野	平成19年度	平成20年度	平成21年度
青少年	23,484	22,896	22,218
福祉	20,820	19,551	19,100
地域活動	37,436	37,123	35,382
計	81,740	79,570	76,700

資料出所：(社) 神奈川県青少年協会

(ク) 私立高等学校等教育改革推進費補助（体験活動の推進）〔県民局〕

自然体験活動や奉仕体験活動などを行う私立高等学校等へ補助を行います。

ウ 国際交流・体験活動と多文化理解の促進

(ア) 青少年が行う国際体験活動への支援〔県民局〕

国際性豊かな人づくりを進めるため、海外でボランティア活動などを行う青少年の派遣事業を実施しています。

表2-1-13 国際体験活動への支援状況（平成21・22年度）

(青少年海外派遣事業)

年 度	派遣国	派遣期間	派遣人員
平成21年度	ベトナム	8/15～8/22(8日間)	青少年及び青少年リーダー等(役員2人を含む)19人
平成22年度	ベトナム	8/16～8/23(8日間)	青少年及び青少年リーダー等(役員2人を含む)19人

資料出所：青少年課

(イ) 次世代リーダー養成事業〔県民局〕

日本の次代を担う真の国際人、次世代リーダーを育成する目的で設けられている「日本の次世代リーダー養成塾」に神奈川の高校生を参加させ、国際化社会をたくましく生き抜く力を備え、地域のリーダーとして力を発揮できる人材の育成を図っています。

表2-1-14 次世代リーダー養成塾派遣状況

年 度	派遣人数	開催地
平成21年度	11人	福岡・佐賀県
平成22年度	11人	福岡・佐賀県

資料出所：青少年課

(ウ) 青少年の国際交流の促進〔県民局〕

内閣府が主催する青年国際交流事業のうち、海外で活動を行う「国際青年育成交流」、「日本・中国青年親善交流及び日本・韓国青年親善交流」、「世界青年の船」、「東南アジア青年の船」、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」の5つのプログラムに、本県の青年を推薦し、選考された青年が世界各国の青年達と交流することを通して、地域で活躍する青年リーダーの育成を図るとともに、各種団体等が招聘した外国青少年の受入れを行っています。

○内閣府青年国際交流事業

参加状況

平成21年度 29人

平成22年度 25人 ※平成22年度の参加人数は予定も含む。

○外国青少年受入事業

平成21年度はタイから1団体9人を受け入れました。

(エ) 国連国際人材の育成〔県民局〕

国連が取り組む課題に関わる国際的な人材を育成するため、(財)かながわ国際交流財団が実施する「国連関連国際人材育成事業」に支援しています。模擬国連委員会と協力し、「模擬国連」の形式を取り入れたセミナーを開催しています。

平成21年度実績

開催期日	平成21年9月13日	参加者数	26名
開催期日	平成21年9月20日	参加者数	26名
開催期日	平成21年9月21日	参加者数	26名

1 青少年の成長の基盤づくり

(オ) 友好県省道交流・協力推進（三県省道スポーツ交流事業）〔県民局〕

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の育成を図ることを目的に、相互に友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を行っています。平成22年度は、平成22年8月23日～27日に本県の選手団を韓国・京畿道へ派遣しました。

平成21年度は、本県で韓国・京畿道の青少年選手団を受け入れました。

開催時期 平成21年8月24日～27日

参加人員 神奈川県選手団39名（うち青少年29名）

(カ) 高校生の国際交流への支援〔教育局〕

県立高等学校における国際理解教育を推進するため、姉妹校交流として訪問・受入を実施する学校に支援を行っています。

また、国際性豊かな人材を育成するため、神奈川県友好交流地域へ高校生を派遣しています。

平成21年度実績

姉妹校交流支援対象校数 14校

友好交流地域への高校生派遣 米国・メリーランド州へ8名（7校）

(キ) 国際・英語教育活動〔教育局〕

県立高等学校における生きた英語学習を推進するため、外国語指導助手の活用による語学指導の拡大を図るとともに、国際教育及び英語教育の充実を図る県立高校に支援を行うほか、英語による実践的なコミュニケーション能力の育成のため、県内公立高等学校の生徒を対象に英語スピーチコンテストを実施しています。

平成21年度実績

外国語指導助手配置状況 全県立高等学校全課程（144校164課程）

英語スピーチコンテスト参加者数 46名

(ク) 湘南国際村青少年国際セミナーへの支援〔県民局〕

「世界の入り口に立とう」を共通テーマとして、国際協力の精神と実践力を持つ人材を育成するため、県内の高校生世代を対象に参加体験型学習の手法を取り入れた、（財）かながわ国際交流財団が実施する「湘南国際村青少年国際セミナー」に支援しています。

平成21年度実績

開催期日 平成21年 8月20日 参加者 72名

開催期日 平成21年12月12日～13日 参加者 8名

開催期日 平成22年 3月26日～28日 参加者 24名

(ケ) 県立地球市民かながわプラザ〔県民局〕

子どもの豊かな感性を育むとともに、さまざまな人が集い、国際理解と地球規模の課題や国際平和への認識を深め「地球市民」としての意識を培い、平和な国際社会づくりに地域から貢献していくことのできる人材を育成するため、県立地球市民かながわプラザにおいて、「学習センター事業」「情報・相談センター事業」「サポート・ネットワーク事業」等を実施しています。

平成21年度は、利用者292,904人、校外学習・園外保育受入実績8,406人（177校・園）でした。

(コ) あーすフェスタかながわの開催 [県民局]

多文化共生社会の実現に向けて、異なる国籍、文化的背景を持つ多くの県民が出会い、それぞれの文化や考え方をアピールするとともに、互いを理解する機会として「あーすフェスタかながわ」を開催しています。平成22年度は、9月11日・12日に県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）・横浜市栄区民文化センター（リリス）において開催し、入場者数は約22,000人でした。

(サ) 私立高等学校等教育改革推進費補助（教育の国際化） [県民局]

英語教育の強化や国際交流の推進を行う私立高等学校等に補助を行います。

エ 青少年の支援・指導人材の育成と活動の活性化

(ア) 青少年支援・指導者育成の推進 [県民局]

社会状況の変化や、青少年自身と取り巻く環境の変化に伴い、指導的な関わりだけでは現代の子ども・若者への対応は不十分となり、能力や考えを引き出す支援的な関わり方ができる大人・若者の育成が必要になってきました。

そこで、県・市町村・青少年関係団体で構成する神奈川県青少年指導者養成協議会では「かながわ青少年支援・指導者育成指針」を定め、県ではこの指針に基づき、子ども・若者に関わる大人、子どもに関わる若者を「青少年支援・指導者」と位置付け、その育成を行っています。

この指針においては、青少年の育成の視点として、「多様な体験学習の促進」、「主体的な参画の促進」、「社会的自立の支援」の3つを掲げています。そのため、指導的な関わりばかりでなく、支援的な関わりができることを青少年支援・指導者に求めています。そして、神奈川県青少年指導者養成協議会の構成団体である、県・市町村・青少年関係団体が「人材育成」、「活動支援」、「連携・調整」の面で、それぞれの特性を生かして取り組んでいます。

表2-1-15 青少年支援・指導者育成推進事業（平成21年度）

区分	実施主体・事業数・人数 研修名	県		市町村		青年関係団体		計	
		事業数	人数	事業数	人数	事業数	人数	事業数	人数
少年・青年リーダーへの研修	少年リーダー研修	0	0	28	2,888	1	16	29	2,904
	中・高校生リーダー研修	2	56	45	1,852	4	113	51	2,021
	青年リーダー研修	3	102	13	212	17	223	33	537
	小 計	5	158	86	4,952	22	352	113	5,462
多様な活動に対応する指導者への研修	成人支援・指導者研修	2	93	17	802	8	1,332	27	2,227
	委嘱支援・指導者研修	7	383	82	3,600	4	60	93	4,043
	青年団体支援・指導者研修	12	219	50	4,366	15	716	77	5,301
	その他研修	7	788	12	314	1	19	20	1,121
	小 計	28	1,483	161	9,082	28	2,127	217	12,692
合 計		33	1,641	247	14,034	50	2,479	330	18,154

資料出所：神奈川県青少年指導者養成協議会

県では、県立青少年センターと県立清川青少年の家を中心に、青少年支援・指導者を育成するための様々な事業を進めています。

○県立青少年センター

県立青少年センターでは「市町村域や青少年団体で中心的な存在となる青少年支援・指導者の研修」、「青少年行政関係職員などの研修」、「グループ活動や青少年に関わ

1 青少年の成長の基盤づくり

る活動をしている若者のスキルアップを図る研修」を行っています。また青少年支援・指導者に必要な活動プログラムの研究・開発や啓発事業として青少年問題フォーラムを開催しています。

表2-1-16 県立青少年センター主催の主な青少年支援・指導者対象事業

平成 22年度 事業	市町村や青少年団体で中心的な存在となる支援・指導者の研修	青少年指導員セミナー、「体験学習プログラム」セミナー、人間関係づくりセミナー
	青少年行政関係職員などの研修	リードアップセミナー、フォローアップセミナー、相談員セミナー、子ども施設の指導員セミナー
	グループ活動や青少年に関わる活動をしている若者のスキルアップを図る研修	子どものイベント体験型セミナー、子どもに関わる若者ボランティアセミナー、子どもサポーター養成講座
	活動プログラムの開発普及	活動活性化パイロットモデル事業
	青少年育成のための啓発	青少年問題フォーラム
平成 21年度 実績	市町村や青少年団体で中心的な存在となる支援・指導者の研修	青少年活動コーディネーターセミナー＋子ども・若者の参画を支援する大人のセミナー、人間関係づくりセミナー
	青少年行政関係職員などの研修	リードアップセミナー、フォローアップセミナー、相談員セミナー、子ども施設の指導員セミナー
	グループ活動や青少年に関わる活動をしている若者のスキルアップを図る研修	子どものイベント体験型研修、子どもに関わる若者ボランティアセミナー、子どもサポーター養成講座
	活動プログラムの開発普及	活動活性化パイロットモデル事業
	青少年育成のための啓発	青少年問題フォーラム

資料出所：県立青少年センター

○県立清川青少年の家

県立清川青少年の家では、「野外教育」「環境教育」「自然体験活動」などに携わる青少年支援・指導者育成の研修を実施しています。また、野外活動・自然体験活動・スポーツ活動・文化的活動を行っている青少年団体が、目的に応じて利用できる宿泊施設です。

表2-1-17 県立清川青少年の家主催の主な青少年支援・指導者対象研修事業

平成 22年度 事業	野外活動	キャンプ指導者研修、自然体験活動指導者研修（カヌー、川遊び等）、体験活動プログラム研修（MTB等）
	環境学習	環境教育実践指導者研修、冬の自然体験活動指導者研修、自然体験活動リーダー養成講座
	その他	高校生リーダー研修、コミュニケーションゲーム研修会、イベント体験型セミナー、青少年宿泊施設職員研修
平成 21年度 事業	野外活動	指導者のためのキャンプ教室、自然体験活動指導者研修（カヌー、川遊び等）、体験活動プログラム研修（MTB等）、自然体験活動企画セミナー
	環境学習	環境教育実践指導者研修、環境教育プログラム指導者研修（PLT講習会）、CON Eリーダー養成講座
	その他	高校生リーダー研修、イベント体験型セミナー、コミュニケーションゲーム研修会、青少年宿泊施設職員研修

資料出所：県立清川青少年の家

（イ）スポーツ指導者養成活用システムの整備〔教育局〕

県民の多様なスポーツニーズに対応するため、平成22年度も引き続きスポーツ指導者の資質の向上を目的とした研修セミナーの開催や、県内のスポーツ指導資格を有する指導者を紹介するためのシステムを充実させるとともに、ホームページ等で広く情報を提供することで、県民のスポーツ活動を支援しています。

平成21年度は、スポーツ指導者等研修セミナーを5回開催しスポーツ指導者の指導力向上を図るとともに、体育・スポーツ指導者等支援事業を実施し、スポーツ団体、学校等の指

導者や教員の研修会等へ36回講師の派遣等を行いました。また、スポーツ指導者に役立つ専門情報を掲載した情報誌「スポーツタイムズ」を2回発行しました。

(ウ) 広域スポーツセンター活動（指導者等派遣事業）〔教育局〕

総合型地域スポーツクラブの創設及び円滑な運営を支援するため、平成22年度も引き続き総合型地域スポーツクラブやクラブ創設を目指す市町村や団体等に対してスポーツ指導者や講師等を派遣し、クラブの運営やクラブ創設を支援するとともに、広報用チラシを作成・配布し広く県民への周知を図っています。

平成21年度は、市町村・総合型地域スポーツクラブ関連団体等のスポーツ大会及びスポーツ教室や、総合型地域スポーツクラブの育成及び地域での定着化を図るため、5団体へ計40回、49名の指導者・講師を派遣しました。

(エ) 広域スポーツセンター活動（総合型地域スポーツクラブ等人材育成事業）〔教育局〕

総合型地域スポーツクラブ等の運営にかかわる基礎的・専門的な知識や技能、指導法などの研修を行い、指導者としての資質の向上を図るため、平成22年度も総合型地域スポーツクラブ等人材育成事業（スポーツクラブマネジメント講座3回・スポーツ指導者スキルアップ講座4回）を開催します。

平成21年度は、地域スポーツクラブコーディネートに関する研修会として、マネジメント講座3回・スキルアップ講座4回を開催しました。

(オ) 研究者・技術者等の学校への派遣（出前授業）〔政策局〕

将来の科学技術人材の育成に向けて、学校における科学技術やものづくりに関する取組みの強化を図るため、（財）神奈川科学技術アカデミーとともに県内の研究者・技術者等による出前授業を実施しています。平成22年度は、21市町村80校（小学校62校、中学校11校、特別支援学校7校）において実施します。

平成21年度は、15市町村70校（小学校49校、中学校16校、特別支援学校5校）において、磁石に関する実験や樹木の観察、蒲鉾づくりなどの体験型授業を行いました。

オ その他

(ア) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団への支援〔県民局〕

青少年の健全育成に文化芸術の持つ役割が期待されていることから、地域の子どもたちに優れた音楽鑑賞機会を提供するとともに、ワークショップやオーケストラとの共演を通し本物の芸術に触れる機会を提供する神奈川フィルハーモニー管弦楽団の「子どもたちの音楽芸術体験事業」を支援しています。

平成21年度は、小田原市、逗子町、相模原市の小学校で実施しました。



(イ) 中学生ロボット競技会（科学技術理解増進）〔政策局〕

青少年センターが実施しているロボット工作・競技会と協調して、中学生ロボット競技会や工作教室等を実施し、ものづくり等を行う機会を拡充し、科学技術人材の育成を図っています。平成22年度はロボット競技会を4か所で開催します。

平成21年度は、ロボット競技会を4か所で開催し、計48校、419人の中学生が参加しました。

(ウ) かながわサイエンスサマーの実施（科学技術理解増進）〔政策局〕

子どもたちが科学に関心を持ち、また興味をさらに高めるように、夏休み期間中に県内の科学館、大学、研究機関、企業等が開催する科学教室や体験教室等の行事を、「かながわサイエンスサマー」として広く紹介しています。平成22年度は、141機関で234の行事が行われ、約45万人の参加がありました。

平成21年度は、142機関で開催され、約40万人の参加がありました。



(エ) 「かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア」の実施〔政策局〕

進路選択を間近に控える中学生や高校生の方々が理工系分野への理解を深め、理工系への進学のかっかけをつかんでいただくために、県内理工系大学と（財）神奈川科学技術アカデミー、神奈川県が協働で、理工系分野の魅力を見て、聴いて、知ってもらうためのイベントを開催しています。平成22年度は、約1,700名の参加がありました。

(オ) 新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業〔環境農政局〕

学校教育を通じて地域社会において新エネルギー・省エネルギーの普及啓発、導入促進を図るため、豊富な知識・経験を有する県内の企業・団体等のみなさんに講師をお願いし、小・中学校、高等学校等で実験等を交えた体験型の授業を実施していただく「新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業」を地球温暖化対策の一環として平成14年度から実施しています。

平成21年度は、59校で実施し、約4,500人の児童・生徒のみなさんに、ソーラークッカーや手回し発電機などの様々な器材を用いて、新エネルギーや省エネルギーの必要性を実感しながら学んでもらいました。

(カ) みんなのまちづくり教室の推進〔県土整備局〕

みんなのまちづくり教室では、未来を担う子どもたちに、道路や河川などの公共事業をとおしてまちづくりを理解してもらうために、職員が講師となって、教室での説明や現場見学会などを実施しています。

平成21年度は、6土木事務所等で全17回、約600人の児童等の参加がありました。

(キ) 女性の理工系進路選択支援事業〔県民局〕

○大学連携の取組み

県内理工系学部を有する大学と連携を図り、理工系女子大学生等のロールモデルグループによる、中・高校生向けの出張交流会や、大学でのセミナー等を開催しています。

平成21年度は、7大学で行い中・高校生等236人の参加がありました。

○企業訪問支援

県内の中・高校生を対象に、理工系分野の職業に就き活躍している女性ロールモデル（研究者、技術者）による講演会や交流会、企業の施設見学会等を県内企業と協力して実施しています。

(1) 不登校・ひきこもり等の対策の充実

ア 不登校・ひきこもりの青少年の居場所の確保

(ア) フリースペース等事業費補助〔県民局〕

ひきこもり等の青少年にとっての居場所の拡大を図るため、平成16年度から、NPOなどによるフリースペース等の活動に対する支援を行っています。平成21年度は、相談事業及び合宿・キャンプなどの体験事業や講演会などの年間行事、ひきこもり等の問題に対する地域理解促進を図る取組み等、あわせて7団体21事業に対して助成を行いました。

平成22年度は8団体21事業に助成しています。

(イ) 私立高等学校等教育改革推進費補助(不登校生徒対策)〔県民局〕

不登校生徒の受入れ体制を整備している私立高等学校に対して支援を行っています。

イ 総合的相談窓口と、医療、福祉、教育などの専門家による適切な相談の充実、関係機関・民間団体間の連携促進

(ア) 神奈川県青少年関係相談機関連携会議〔県民局〕

青少年問題は、非行の凶悪化や低年齢化、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待や精神保健分野での対応など、複雑かつ多様化しており、これらの問題に適切な対応を図るためには、専門的知識を持つ相談機関の緊密な連携が不可欠です。そこで、青少年総合対策本部は、平成13年4月から県の保健福祉局、教育局、警察本部の各相談関係機関などによる神奈川県青少年関係相談機関連携会議を設置しています。

(イ) 神奈川県青少年相談支援情報サイト〔県民局〕

様々な悩みをもつ青少年や家族が、自らの状況に応じて適切な相談機関を選択できるように、「神奈川県青少年相談支援情報サイト」を開設しています。情報サイトでは、県内の相談機関を相談の種類や地域から検索できるほか、相談機関や相談方法についての解説や相談Q&A、講演会等のイベント情報を掲載しています。

[アドレス]

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0230/jigyousupport/soudan/index.html>

[内容]

- ①相談機関の解説
- ②相談方法について
- ③相談機関の紹介
- ④相談Q&A
- ⑤講演会等のお知らせ
- ⑥ひきこもり青少年支援情報



インターネットホームページ
「神奈川県青少年相談支援情報サイト」

2 青少年が自立できる環境づくり

(ウ) 相談機関紹介カードの発行〔県民局、教育局〕

いじめ等の様々な問題に悩む子どもが気軽に相談できるように、電話相談窓口を記載した「2010相談機関紹介カード」を作成しました。子どもたちに配布することで電話相談窓口の周知を図り、問題解決の糸口となるようにしています。

また、青少年問題を含めた家庭問題に関する親たちの悩みにも応えられるよう、親の悩みを受け付ける相談窓口も掲載し、幅広く利用できるカードとなるように配慮しています。

○配布対象

- ・ 県内の全小・中・高校生（国・公・私立とも ※特別支援学校在校生を含む）
- ・ 関係機関

○作成枚数

1,025,000枚



(エ) 青少年サポートプラザ〔県民局〕

ひきこもり・不登校や非行など青少年の多様な問題へのきめ細やかな対応が必要になっています。

平成16年4月、青少年施策を総合的に展開する拠点「県立青少年センター」に「青少年サポートプラザ」を開設し、ひきこもり・不登校や非行などの相談や、この問題に取り組むNPOへの支援などを行っています。

○青少年相談

- ・ 相談窓口の開設

ひきこもり・不登校や非行などで悩んでいる青少年や家族などからの相談に応じ、複雑、困難な相談は、専門職を加えた検討会を実施して対応しています。

また、必要に応じて支援機関等との連絡調整や付き添い活動などを行っています。

(相談の受付)

- ・ 受付時間 : 月曜日、年末年始を除く9時～12時、13時～16時
- ・ 電話相談 : 045-242-8201（相談専用の直通電話）
- ・ 面接相談 : 相談専用の直通電話で、相談内容を話して面接日時を予約します。

(相談の状況)

平成21年4月1日～平成22年3月31日まで実質307日間の相談件数は、電話相談が延べ2,412件、面接相談は延べ776件（実件数は206件）でした。

- ・ 相談関係機関・NPO等合同研修会

NPO、行政の相談機関や教育機関のスタッフを対象とした研修会を開催しています。

表2-2-1 平成21年度電話相談の内訳（延べ件数）

電話をかけてきた人			相談の内容		
相談者続柄	延件数	比率	相談内容	延件数	比率
本人	950	39.4%	ひきこもり	322	13.3%
父	113	4.7%	不登校	312	12.9%
母	1,226	50.8%	非行	101	4.2%
その他	123	5.1%	いじめ	36	1.5%
合計	2,412	100.0%	精神保健	514	21.3%
相談対象者学職			仕事関係	87	3.6%
			学校関係	182	7.5%
			対人関係	309	12.8%
			家庭問題	349	14.5%
			発達障害等	133	5.5%
			犯罪被害	7	0.3%
			その他	60	2.5%
相談対象者	延件数	比率	合計	2,412	100.0%
未就学児	2	0.1%			
小学生	105	4.4%			
中学生	400	16.6%			
高校生	325	13.5%			
専門学校	25	1.0%			
大学生	109	4.5%			
有職	137	5.7%			
無職	1,301	53.9%			
不明	8	0.3%			
合計	2,412	100.0%			

表2-2-2 平成21年度面接相談の内訳（実件数）

面接に来所した人			相談の内容		
相談者続柄	実件数	比率	相談内容別	実件数	比率
本人	53	25.7%	ひきこもり	72	35.0%
父	19	9.2%	不登校	52	25.2%
母	103	50.0%	非行	18	8.7%
父母	21	10.2%	精神保健	18	8.7%
その他	10	4.9%	仕事関係	9	4.4%
合計	206	100.0%	対人関係	10	4.9%
相談対象者学職			学校関係	7	3.4%
			家庭問題	16	7.8%
			発達障害等	4	1.9%
			合計	206	100.0%
相談対象者	実件数	比率			
未就学児	0	0.0%			
小学生	4	1.9%			
中学生	39	18.9%			
高校生	50	24.3%			
専門学校	4	1.9%			
大学生	9	4.4%			
有職	16	7.8%			
無職	84	40.8%			
合計	206	100.0%			

資料出所：県立青少年センター

○フリースペースや親の会などのNPOへの支援

・情報の提供

関連図書・資料やNPO活動の情報を閲覧したり、設置してあるパソコンでインターネット検索ができる情報コーナーを開設するとともに、NPOの活動相談に応じています。

・NPO活動に必要な場や機器の提供

ひきこもり、不登校、非行などで悩む方々をサポートしているフリースペース、フリースクールや親の会などのNPO（法人格の有無は問いません）が行う活動に利用できる場です。

利用時間：9時～21時（日曜日は17時まで）

休館日：月曜日と年末年始

利用には事前の団体登録が必要です（情報コーナーはどなたでもご利用いただけます）。



青少年サポートプラザの概観
（県立青少年センター別館）
電話045-263-4479



＜NPO活動室1＞
会議や100人規模の研修会、講演会などに利用でき、また、卓球などのレクリエーション活動にも使用できます。可動壁により3分割が可能で小会議室としても利用できます。



＜NPO活動室2＞
10人程度の小会議室として利用でき、ピアノを使用しての音楽プログラムも行えます。

2 青少年が自立できる環境づくり



＜NPO活動室3＞
(和室10畳)
会議などのほか、お茶会、食事会など調理実習室と連携しての利用が可能です。



＜調理実習室＞
大型シンク調理台、業務用ガスコンロ、電子オーブンレンジなどがあり、食事会などの調理室として利用できます。



＜情報コーナー＞ インターネット使用や関係書籍閲覧、関係団体等の情報が収集できます。

・NPOスタッフ研修会

NPOのスタッフを対象に、より効果的に活動を展開したり、組織の運営を行っていく知識を学んだりするとともに、日ごろの対応方法や悩みを互いに話し合える研修会を開催しています。平成22年度は、「非行や、被害からの立ち直り」及び「青少年の自殺・自傷行為などについて」をテーマとした講演を行います。

・ボランティア体験講座

NPOの活動を支えるボランティアの体験講座を年間2回開催するとともに、ボランティア情報の提供などNPOとボランティアの橋渡しを行っています。各回定員30人で実施し、これまでに約460人の若者が受講しています。

○啓発・研究

・パネル討論会

ひきこもりや不登校などに悩む青少年や家族を地域ぐるみで支えるために、各方面で青少年に関わっている方々を対象に、講演会・パネルディスカッションなどを開催しています。

・少年非行防止講演会

NPO・行政の相談機関や教育機関のスタッフ、青少年の心の問題に関心のある方を対象とした講演会を開催しています。

平成22年度は、「『わたしの出会った少年たち』～児童虐待・発達障害・少年非行からの立ち直り支援～」をテーマに京都ノートルダム女子大学 藤川洋子教授の講演会を行い、参加者は400人でした。

- ・広報啓発紙「情報交差点ゆうゆう」の発行
多様化する青少年問題を、時々に応じた企画内容で構成して、青少年の支援・指導や育成にあたる方々に提供しています。
特集テーマ
No. 47、48（合併号）「青少年の自傷行為、自殺を防ぐために何ができるか」
（平成22年3月発行）
No. 49 「若者の就業意識を考える」（平成22年9月発行）
- ・地域講演会
ひきこもりサポートに地域で取り組む関係機関（精神保健福祉センター・保健福祉事務所等）と協力し、講演会等を開催しています。平成22年度は、平塚保健福祉事務所、大和保健福祉事務所と共催で開催します。
- ・ひきこもりを考える家族セミナー
ひきこもりサポートに地域で取り組む関係機関（精神保健福祉センター・保健福祉事務所）と協力し、平成18年度からひきこもりの当事者を抱える家族を対象としたセミナーを地域ごとに開催しています。平成22年度は、県西部地区（小田原合同庁舎：9月30日・10月7日・13日 延べ参加人数81人）、湘南地区（藤沢市保健所：6月26日・7月4日・17日 延べ参加人数222人）でした。

（オ）青少年相談センター等の活動〔県民局〕

県内の17市1町の青少年相談センター等では、関係機関や地域の青少年補導員等と連携して、青少年の身上問題、非行、子育ての悩み等に関する青少年相談を行い、助言・援助・指導を行うほか、非行防止のためのよりよい環境をつくるために社会環境健全化活動も行っています。

（カ）教育相談〔教育局〕

学校・家庭教育に関する教育相談事業、特別な支援を必要とする児童・生徒に関する相談事業を行っています。

○県立総合教育センターにおける教育相談

県立総合教育センターでは、幼児、児童・生徒及びその保護者、教員等が抱える教育上の課題や悩みに対応するため、教育相談センター（亀井野庁舎）と転編入学情報センター（教育局に設置）の2か所の教育相談窓口を設けています。

・教育相談センター

教育相談センターでは、子育てやしつけなどの家庭生活に関する相談、不登校やいじめ、進路など学校生活に関する相談、特別な支援を必要とする児童・生徒の養育、教育、就学に関する相談、子どもの教育的支援や校内の教育相談体制づくりに関する相談などに対応しています。

相談方法としては、心理・教育等の専門スタッフによる電話相談・来所相談のほか、Eメールによる相談も受け付けています。また、学校を訪問して行う要請訪問相談を行っています。

電話相談では、「総合教育相談」「発達教育相談」「いじめ110番」などの相談専用の回線を開設し、平日昼間だけでなく、夜間、土・日・休日の相談にも応じています。また、第二・四土曜日には、グループ相談を行うことで、相談の充実を図っています。

なお、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、カウンセリングだけでなく、ア



2 青少年が自立できる環境づくり

セスメントや教職員に対するコンサルテーションなど多様な手法を組み合わせ、他の専門機関と連携しながら、効果的な相談を実施しています。

・転編入学情報センター

転編入学情報センターでは、県外からの転居や海外からの帰国・入国、その他の事情による県内の公立高等学校への入学、転入学、編入学に関する相談などに対し、電話相談・来所相談などの方法により、相談者に的確な情報提供をしています。

○平成21年度の教育相談状況

平成21年度の県立総合教育センターにおける相談状況は、表2-2-3のとおり相談件数全体は18,412件です。相談内容別でみると、「転入学・編入学」に関する相談が4,675件（構成比25.4%）で最も多く、次いで「生活」に関する相談（家庭教育に関する相談を含む）が2,929件（構成比15.9%）、多動性や衝動性、不注意、コミュニケーション、非行などの「行動」に関する相談が2,325件（構成比12.6%）、「不登校・ひきこもり」に関する相談が1,532件（構成比8.3%）となっています。

前年度と比べると、相談件数全体は1,162件（前年度比△5.9%）減っています。今日的な教育課題である不登校やいじめについては、図2-2-1のとおり「不登校・ひきこもり」に関する相談は27件（前年度比1.8%）の増加、「いじめ」に関する相談は84件（前年度比8.9%）の増加となっています。

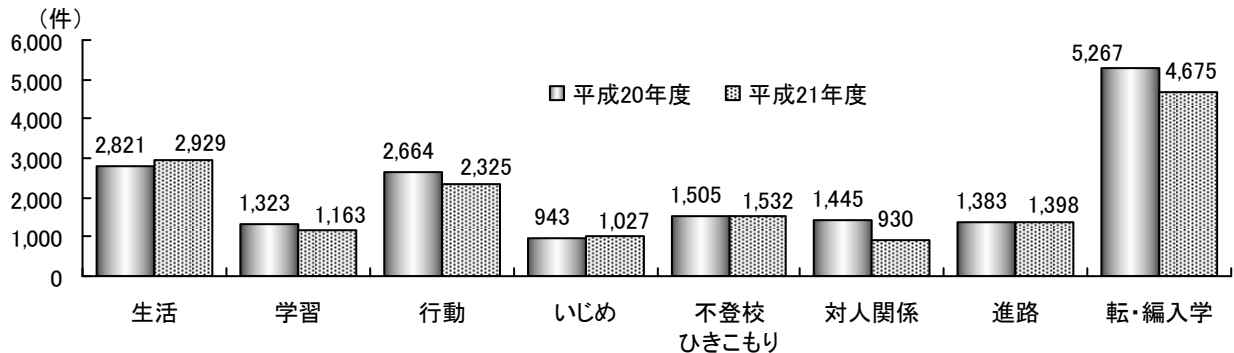
また、「転入学・編入学」に関する相談は592件（前年度比△11.2%）の減少、友人や家族、教師との関係など「対人関係」に関する相談が515件（前年度比△35.6%）の減少となっています。

表2-2-3 教育相談の実施状況（平成21年度）

相談内容	相談件数（構成比）		相談方法別				
			電話	来所（事例数）	訪問	Eメール	FAX その他
生活	2,929	15.9%	694	1,961（171）	249	25	0
学習	1,163	6.3%	347	725（70）	85	5	1
言語	64	0.3%	26	33（3）	5	0	0
運動機能	20	0.1%	6	14（1）	0	0	0
行動	2,325	12.6%	422	1,427（138）	470	6	0
いじめ	1,027	5.6%	979	31（6）	0	17	0
不登校・ひきこもり	1,532	8.3%	536	930（85）	64	2	0
対人関係	930	5.1%	778	80（7）	39	33	0
進路	1,398	7.6%	918	464（84）	0	16	0
転入学・編入学	4,675	25.4%	4,185	310（178）	0	165	15
海外教育・留学	48	0.3%	27	0（）	0	21	0
教育行政	214	1.2%	161	0（）	0	53	0
学校・教師	812	4.4%	674	21（4）	14	103	0
校内支援システム	704	3.8%	0	79（59）	625	0	0
その他	571	3.1%	524	18（5）	6	23	0
合計件数	18,412		10,277	6,093（811）	1,557	469	16
（構成比）		100.0%	55.8%	33.1%	8.5%	2.5%	0.1%

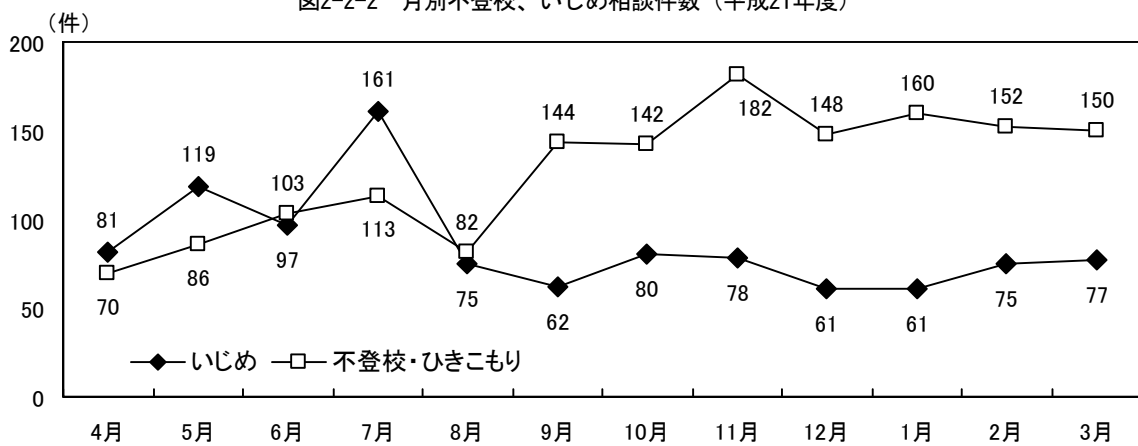
資料出所：県立総合教育センター

図2-2-1 主な相談内容別前年度比較（平成20年度・21年度）



資料出所：県立総合教育センター

図2-2-2 月別不登校、いじめ相談件数（平成21年度）



資料出所：県立総合教育センター

(キ) 学校とフリースクール等との連携の推進〔教育局〕

平成18年2月から不登校児童・生徒の自立や学校生活の再開を目指すために、フリースクールやフリースペースと学校等との連携・協働を推進しています。

主な事業は次のとおりです。

○神奈川県学校・フリースクール等連携協議会の開催（年2回）

県内9地区のフリースクール代表者と学校関係者の相互理解と具体的な連携方策について協議しています。また、具体的な協働事業として、以下の事業を行っています。

- ・ 不登校相談会（年2回）
- ・ 進路情報説明会・不登校相談会（県内7会場）
- ・ フリースクール見学会（年1回）

○地区学校・フリースクール等連携協議会の開催（年2回）

県内9地区の実情に応じたフリースクール等との連携を進めています。

(ク) 子どもサポートネットワーク〔保健福祉局〕

いじめ、不登校、児童虐待の未然防止を図るため、神奈川県子ども・子育て支援推進協議会及び神奈川県子ども・子育て支援推進会議に専門の部会を設け、関係機関・団体による会議やフォーラムを開催して情報交換を行い、連携を促進しています。

2 青少年が自立できる環境づくり

(ケ) こころの健康づくり専門相談〔保健福祉局〕

精神疾患の予防のために、県内全域を対象として広くこころの健康に関する相談を受け、専門的立場から支援を行っています。

また、ひきこもりの当事者や家族から相談を受けると共に、集団活動を通してひきこもりへの理解を深めています。

○ひきこもり集団活動

・ひきこもり家族教室・家族セミナー

ひきこもりの青年の問題を抱えている親を対象に、ひきこもりの理解を深め、家庭の対応の工夫や気づきを目的として開催しています。

表2-2-4 ひきこもり家族教室・家族セミナー実施状況（平成21年度）

会 場	ひきこもり家族教室 (保健福祉事務所主催)				ひきこもり家族セミナー (精神保健福祉センター、青少年センター、保健福祉事務所共催)	
	鎌倉	平塚	茅ヶ崎	厚木	小田原合同庁舎	藤沢市保健所
実 施 回 数	12回	6回	1回	4回	1コース4日間	1コース3日間
実 人 員	17人	29人	11人	6人	36人	76人
延 べ 人 員	85人	70人	11人	14人	101人	200人

資料出所：精神保健福祉センター、鎌倉・平塚・茅ヶ崎・厚木保健福祉事務所

○講演会

平塚保健福祉事務所、大和保健福祉事務所では、当事者、家族、関係者、一般住民等を対象に、ひきこもりの理解や支援活動の促進等を目的に講演会を開催しました。

表2-2-5 講演会開催状況（平成21年度）

会場	平塚	大和
テーマ	不登校・ひきこもりの 若者が一歩踏み出すためには	精神科医からみたひきこもり・不登校 ～具体的な対処法～
参加人員	54人	34人

資料出所：平塚・大和保健福祉事務所

○ひきこもり関係機関連絡会等

精神保健福祉センターや保健福祉事務所では、地域のひきこもり支援活動の推進を目的として、青少年、教育、福祉分野の民間支援団体、市町村及び医療機関等の関係機関と連携し、ひきこもり支援のための連絡会を実施しています。

平成21年度は、茅ヶ崎保健福祉事務所、厚木保健福祉事務所で、開催しました。

ウ 不登校・ひきこもりの青少年の社会参加機会の拡大

(ア) ひきこもり等青少年の自立支援〔県民局〕

ひきこもり等青少年の自立に向けた動きを支援するため、平成18・19年度に「ひきこもり等青少年自立支援プログラム」を作成し、平成20年度からは、自立支援の取組みの更なる普及・拡大に向けて、このプログラムの実践研究・普及啓発に取り組んでいます。平成22年度は、「社会問題・地域課題に関わる取組みをとおした、ひきこもり等青少年の自立支援事業」を実施しています。取組みの成果については、県とNPOの協働で自立支援実践事例集としてまとめる他、事例発表会を開催し、ひきこもり等青少年の自立支援の取組みの普及・拡大を図ります。

平成21年度は、「ひきこもり等青少年自立支援事業実践事例集」を作成し、関係行政機関や相談機関、NPOなどに配布したほか、「ひきこもり等青少年の自立を支援するシンポジウム」を開催し、事業に携わった青少年・団体スタッフ・就労体験受入先スタッフなどが、自立支援の取組みの実践状況を発表しました。

(イ) 地域の活性化・働きたい若者就労支援ネットワーク事業〔県民局、商工労働局〕

かながわボランティア活動推進基金21の協働事業として、平成18年度よりNPO法人アングージマン・よこすかと、県民局青少年センター、商工労働局産業活性課・商業流通課・雇用対策課が協力して取り組んでいます。

この協働事業は、働く意欲を持ち始めたひきこもり等の青少年が、地域の商店街で活動することを通して、商店街の活性化と空き店舗の有効活用を図り、若者によるコミュニティビジネスの確立を目指して実施するもので、就労サポート研修として各種講座や商店街でのボランティア活動を実施するほか、平成18年5月には商店街の空き店舗を活用して書店を開店し、ひきこもり経験者がその運営を担っています。

平成22年度は、就労支援に取り組むNPO等によるネットワークにおいて、物産展示や合同イベント（相談・販売・講演会）などの取組みを開始しました。

(ウ) 映像・メディアコンテンツ制作による青少年育成支援事業〔県民局〕

かながわボランティア活動推進基金21の協働事業として、平成22年度よりNPO法人湘南市民メディアネットワークと、県民局青少年センターが協力して取り組んでいます。

この協働事業は、ひきこもり等青少年の支援団体の活動と連携して、ひきこもり等青少年が映像やホームページ・アートなどのコンテンツ制作に取り組むことで自信をつけ、社会との接点を持ち社会的自立に導くと共に、支援団体の活動状況を映像化して一般に公開することで、このような活動の理解促進を図ることを目的としています。

平成22年度は、5団体の活動の様子を映像化し、出来上がった作品による映像フォーラムを開催します。

(エ) 不登校対策自然体験活動事業「きんたろうキャンプ」〔教育局〕

豊かな自然の中で様々な体験活動を行うことで、学校を休みがちな子どもたちが、生き生きとした日常生活を送るための動機付け、学校生活の再開などへつなげていくことをめざし、日帰りから4泊5日まで様々な形態による自然体験活動を実施しています。

指導員やボランティア等のスタッフが子どもたちを支援するほか、臨床心理士等によるカウンセリング、また保護者を対象とした教育相談も行っています。

平成22年度も21年度までと同様、足柄ふれあいの村を中心に、三浦ふれあいの村と愛川ふれあいの村においてキャンプを実施しているほか、江ノ島・横須賀で行うヨット乗船体験や、各回の親子キャンプで保護者を対象とした相談会を開催するなど、子どもたちや保護者のニーズに応じた幅広い活動を展開しています。

平成21年度は、児童・生徒388人、保護者等244人、計632人の参加がありました。

(オ) 県立高校不登校生徒等単位認定プログラム作成事業〔教育局〕

小・中学校で不登校を経験した児童・生徒が高校に入学後、再び不登校になるケースもあり、不登校は高校においても大きな課題であると考えています。そこで、県教育委員会では、フリースクールなどを運営するNPO等と協働で、高校の単位として認定できるボランティア活動や就業体験のプログラムを作成し、学校外での体験的活動を単位認定することで、不登校傾向にある生徒の自信を回復し自己肯定感を高めるとともに、将来の社会的自立に向けた支援を行うことを目的として、本事業を行っています。

2 青少年が自立できる環境づくり

エ LD、AD／HDなどの青少年への支援

発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と規定（発達障害者支援法）されていて、発達期（幼児期～青年期）の状態によってはじめて診断される障害です。

対人コミュニケーションの困難さなど、その障害の特徴から本人の努力不足や親のしつけの問題として誤解されることもあります。本人の特徴を知ることによって、本人への接し方や対応を工夫することが必要です。また、医療・教育・福祉・就労支援機関との連携によるサポートが求められています。

（ア）自閉症・発達障害支援〔保健福祉局〕

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う支援体制整備促進のため、「神奈川県発達障害支援センター かながわA（エース）」を県立中井やまゆり園内に設置し、相談支援、療育支援、就労支援、普及・啓発や研修等を行っています。

○連絡先 中井やまゆり園 TEL：0465-81-0288（代表）

FAX：0465-81-3703

発達障害支援センター かながわA（エース）（相談専用電話）

TEL：0465-81-3717（直通）

○相談受付時間 月曜日～金曜日（国民の祝日、年末年始等を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

表2-2-6 相談件数の内訳（平成21年度）

障害状況				相談内容別			
		(件)				(件)	
自閉症 ※1	(知的障害) ※2	124	3.5 %	情報提供	507	38.2 %	
	(不明) ※3	52	10.2 %	家庭生活	213	12.1 %	
	(高機能群) ※4	226	19.0 %	健康・医療	251	16.3 %	
注意欠陥多動性障害		48	4.6 %	教育	94	6.1 %	
学習障害		6	1.7 %	療育	32	2.9 %	
その他 ※5		7	1.1 %	進路相談	40	2.3 %	
不明 ※6		902	59.9 %	自立支援	8	0.4 %	
計		1365	100.0 %	就労	49	6.5 %	
				その他	171	15.2 %	
				計	1365	100.0 %	

（注）小数点以下第二位切捨て

（注）小数点以下第二位切捨て

※1 は広汎性発達障害も含む

※2 は知的障害を伴う者をいう

※3 は知的障害の有無不明の者をいう

※4 は高機能自閉症、アスペルガー症候群、高機能広汎性発達障害をいう

※5 は発達性言語障害・協調運動障害等の発達障害をいう

※6 は未診断及びうつ等の精神症状も含む

資料出所：障害福祉課

（イ）特別支援教育体制の推進〔教育局〕

幼稚園、小・中学校及び高等学校における発達障害のある幼児・児童・生徒を含め、障害のある幼児・児童・生徒への、関係機関と連携した乳幼児から就労に至るまでの一貫した総合的な支援体制の整備に取り組んでいます。

また、平成22年度からは文部科学省委託特別支援教育総合推進事業により、巡回相談員を県立高校30校に配置し、校内支援体制の充実を図っていきます。

(2) いじめ・暴力行為、非行防止対策の充実

ア 教育相談体制の充実

(ア) スクールカウンセラー配置活用〔教育局〕

児童・生徒の不登校や問題行動等に対応するため、「心の専門家」による教育相談体制を整備することを目的に、学校へスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリング及びカウンセリングに関する教職員や保護者への助言や援助を行っています。

平成22年度の配置状況（横浜市・川崎市・相模原市を除く）は、3学級以上の公立中学校全178校（学区内の小学校にも対応）、県立中等教育学校2校及び県立高等学校54校（拠点校方式で全校に対応）に配置し、各校の実状に合わせた対応をしています。さらに、教育委員会にスーパーバイザー1名を配置し、重大な事案や緊急の場合に各学校へ派遣しているほか、各スクールカウンセラーからの相談等にも対応しています。

スクールカウンセラーの業務は概ね次のとおりです。

- ・児童・生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供など

表2-2-7 スクールカウンセラーへの相談状況（平成21年度）（件）

内容 学年等	いじめ	長期 欠席	学習 進路	親子 関係	友人 関係	異性 関係	自己 性格	身体 健康	その他	合計
小学生	39	190	414	169	365	5	504	116	894	2,696
中学生	322	5,957	1,749	1,305	3,458	220	1,992	485	8,320	23,808
高校生	38	474	598	581	834	233	918	658	544	4,878
保護者	157	6,182	1,452	1,246	874	44	1,087	686	1,461	13,189
教職員	440	8,924	3,479	2,388	2,565	228	3,688	1,706	10,150	33,568
計	996	21,727	7,692	5,689	8,096	730	8,189	3,651	21,369	78,139

資料出所：子ども教育支援課

※中等教育学校を含む

(イ) 教育相談コーディネーターの養成と指名〔教育局〕

小・中・高等学校の教育相談体制の中核となり、支援の必要な児童・生徒に支援を行うための協働チームを組織する教員として、「教育相談コーディネーター」の養成と指名を進めています。小・中学校では平成19年度から第2期（3年計画）の養成講座を開始するとともに、平成19年度中にすべての公立小・中学校において教育相談コーディネーターの指名が行われました。平成20年度には、全県立高等学校で指名を行いました。

また、人事異動で欠員となった学校への対応のため、複数配置となるよう養成を継続していきます。さらに、養成講座を修了した教育相談コーディネーターに対しては、連絡協議会などを開催し、継続的な研修の機会を設け、対応能力の向上を図ります。

表2-2-8 教育相談コーディネーターの養成状況

(人)

	小学校	中学校	高等学校
平成16年度	98	52	31
平成17年度	103	56	43
平成18年度	99	59	39
平成19年度	95	53	39
平成20年度	98	52	92
平成21年度	111	54	98

資料出所：子ども教育支援課

2 青少年が自立できる環境づくり

(ウ) 私立学校等の教育相談〔県民局〕

学事振興課では私立学校の生徒・保護者からの電話または来訪による教育相談に教育指導担当の職員が対応しています。

(エ) 重大事案発生時の緊急支援と未然防止〔教育局〕

公立学校において、児童・生徒に関わる重大事故等の発生の未然防止又は重大事故等が発生した場合に、緊急対応として現地で当該の学校及び市町村教育委員会を機動的に支援することを目的として、県教育委員会の指導主事等による「学校事故等緊急支援チーム」を平成12年度に設置し対応してきました。

こうした中、いじめなど児童・生徒の身体・生命の安全を脅かす重大事案が発生した際に、被害の未然防止・拡大防止を目的として、緊急の「心のケア」や家族に対する支援の強化を図るため、平成19年7月より、これまでの「学校事故等緊急支援チーム」にスーパーバイザー（臨床心理士）と児童相談所の児童福祉司を加え、新たに「学校緊急支援チーム」として機能を強化し、平成21年度は14件に対応しました。

(オ) スクールソーシャルワーカー等活用事業〔教育局〕

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等の背景には、児童・生徒の心の問題だけではなく、児童虐待等の家庭の問題など、児童・生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているケースが増えています。そこで、児童・生徒が置かれた環境に着目し、学校の枠を超えて関係機関等との連携をより一層強化し、福祉分野を中心とした社会資源の活用を図るなど、多様な支援方法を用いて、問題を抱える児童・生徒の課題解決への対応を図っていくための人材である「スクールソーシャルワーカー」及び「スクールソーシャルワーカースーパーバイザー」を、教育事務所などに配置しています。

(カ) 私立高等学校等教育改革推進費補助（教育相談体制の整備）〔県民局〕

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等を行う私立高等学校等に補助を行います。

(キ) いじめ対策チーム〔県民局〕

私立学校において発生したいじめ問題への緊急対策として、関係機関等と連携して児童・生徒、家族、学校等へ支援を行うこと、及び「いじめ」の未然防止に向けた予防対策に取り組むことを目的として、「いじめ対策チーム」を設置しています。予防対策としての私立学校教員向け研修会の開催及び緊急対策としての臨床心理士等の学校への派遣を行います。「神奈川県私立中学高等学校協会」「神奈川県私立小学校協会」からの委員も加え、行政と団体と学校、さらには専門機関が連携して「いじめ問題」に対応しています。

イ 非行防止教室などによる少年の規範意識の醸成

(ア) 非行防止教室の開催〔警察本部〕

少年非行の未然防止や規範意識の醸成を図るため、学校やくらし安全指導員と連携した非行防止教室を開催しています。平成22年は、出会い系サイトやインターネット掲示板等の有害情報に関する講演等を積極的に行い、有害サイト接続制限（フィルタリング機能）の活用などを呼びかけています。

平成21年中は、警察職員による非行防止教室を692回開催しました。

表2-2-9 警察職員による非行防止教室の開催状況（平成21年中）

区分	開催回数	対象人員
総 数	692 回	146,365 人
小 学 校	337 回	64,999 人
中 学 校	209 回	53,169 人
高等学校	43 回	11,999 人
その他学校	18 回	2,622 人
学校以外	85 回	13,576 人

資料出所：警察本部少年育成課

(イ) 安全・安心まちづくり防犯対策活動（児童・生徒に対する薬物乱用防止教室等の実施）

[安全防災局]

くらし安全指導員が、小学生を対象とする誘拐防止教室や、小学校高学年から高校生までを対象とする飲酒、喫煙、薬物乱用防止教室を実施しています。

表2-2-10 くらし安全指導員による薬物乱用防止教室等の実施状況（平成21年度）

(回、人)

	誘拐防止教室		非行防止教室		薬物乱用防止教室		インターネット安全教室	
	回数	対象人員	回数	対象人員	回数	対象人員	回数	対象人員
小学校	605	96,810	21	2,664	164	12,504	94	11,397
中学校	8	2,619	17	4,346	183	34,980	77	19,626
高等学校	1	800	2	500	103	25,512	19	5045
その他の学校	3	560	1	20	4	220	8	470
総数	617	100,789	41	7,530	454	73,216	198	36,538

資料出所：くらし安全交通課

(21年度で非行防止教室・インターネット教室は終了)

(ウ) 少年非行ワースト3罪種対策の推進 [警察本部]

少年非行のワースト3罪種である万引き、占有離脱物横領及び自転車盗は、非行の入口となりやすい犯罪で、これら3罪種で少年の刑法犯検挙・補導人員全体の約6割を占めています。

そこで、学校等との連携を強化して、少年に対する指導や保護者に対する働きかけを積極的に行い、非行の未然防止を図っています。小学校においては、低年齢のうちから、規範意識を醸成させること目的として、万引き等を題材とした小学生向けの「非行防止紙芝居」を作成し、非行防止教室等で活用しています。

非行防止紙芝居



2 青少年が自立できる環境づくり

(エ) 暴走族対策の推進〔安全防災局、警察本部〕

○暴走族対策推進事業

暴走族対策をより効果的に推進するため、県や警察をはじめ、市町村、関係機関・団体等が連携・協力を図り、6月の「二輪車交通事故防止強化月間」・「暴走族追放強化月間」として各種取組みや各種広報媒体を活用した広報活動等を実施し、暴走族追放気運の醸成に向けた働きかけを行っているほか、警察本部暴走族対策室とともに、「君ならどうする！～中高生のための交通安全教室～（暴走族加入防止教室）」を開催し、暴走族及び交通事故の実態を知らせる等、交通安全と非行防止を訴えています。

○警察による総合的な暴走族対策

平成21年末現在で警察が把握している県内の暴走族メンバーは、10グループで357人です。

警察では、取締りの強化と併せて、平成16年4月に施行された「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」の柱でもある暴走族を許さない社会環境づくりや暴走族への加入防止及び暴走族からの離脱促進など、暴走族根絶に向けた総合的な対策を推進しています。

具体的には

- ・ 関係機関・団体等と連携し、街頭キャンペーンや各種会合を通じた暴走族追放気運の醸成を図るほか、各種事業者に対する不売等の協力要請、施設の夜間閉鎖や道路改良等によるい集・暴走を困難にする管理者対策など、県民総ぐるみでの暴走族を許さない社会環境づくり
- ・ 暴走族に興味を持ちだし、暴走族の人的供給源となる中・高校生を対象に、暴走族相談員による加入防止教室を積極的に開催して供給源の遮断を図るとともに、検挙した暴走族や、その保護者に対して、加入している暴走族からの離脱指導及び支援活動による既存組織の衰退などを推進しています。

(オ) いじめ・暴力行為等の防止に向けた地域人材活用事業〔教育局〕

県教育委員会は、県内の児童・生徒におけるいじめ・暴力行為等を根絶することを目的として、青少年の健全育成や地域の見守り活動等を行っている方々を「いじめ・暴力追放アドバイザー」として委嘱し、講演会やワークショップ等の講師として学校に派遣することとしました。最初の人材として、平成22年7月22日に2名の方を「いじめ・暴力追放アドバイザー」として委嘱しました。

今後も長年にわたり、いじめ・暴力行為、少年非行などの防止や矯正教育等に関わっている県内の関係機関やボランティア等、豊富な人材を「いじめ・暴力追放アドバイザー」として委嘱していく予定です。

ウ 地域連携によるいじめ・暴力行為、非行への対応の充実

(ア) 学校警察連携制度〔教育局、警察本部〕

児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、横浜市教育委員会、横須賀市教育委員会、茅ヶ崎市教育委員会、三浦市教育委員会、財団法人神奈川県私立中学高等学校協会は、学校警察連携制度を構築し、相互に連携して児童・生徒の立ち直り支援を行っています。

(イ) 少年補導員による学校担当制度〔警察本部〕

少年補導員が、より地域に密着した活動を推進するため、平成18年4月から学校担当制度を導入し、非行防止教室、登下校時の見守り活動や、規範意識醸成のための社会参加活動等を推進しています。

(ウ) 少年サポートチーム活動の推進〔警察本部〕

非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている個々の少年の立ち直りを図るため、関係機関や少年警察ボランティア等と連携し、これら少年を支援するための少年サポートチーム活動を推進しています。

平成21年中、学校・教育委員会、児童相談所、地域のボランティア等と連携し、相談活動、補導活動、居場所づくりなどの少年サポートチーム活動を実施して、少年の立ち直りや不良行為グループの壊滅を図りました。

(エ) 「生徒指導総合推進事業」の実施〔教育局〕

不登校、いじめ、暴力行為などへの対応といった、学校が抱える課題の解決に役立つと思われる取組みを推進し、その有効性を検証し、成果を普及するため、外部機関等との連携協力、専門的人材の活用、対応プログラムの開発など、各市町（10 市町）が地域の実情等に応じて自主的に課題設定、テーマを選択した先導的な取組みに対して、神奈川県として事業実施を委託し実践研究を行っています。

a 問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究

(a) 不登校対策における教育支援センターの中核的役割の推進に向けた実践研究

○教育支援センター支援事業

・教育支援センター巡回相談員による、市町村教育支援センター職員への支援

(b) 市町村におけるサポートチーム等の活用と相談体制の充実に向けた実践研究（6市町に委託）

(c) 市町村における不登校等を未然に防ぐための学級集団づくりと効果的な小・中連携のあり方に関する実践研究（3市に委託）

b いじめ対策緊急支援総合調査研究

(a) 学校における子どもたちの人間関係づくりや社会性を高める参加体験型プログラムの実践

○仲間づくり教室

・いじめの未然防止を図るため、小学生を対象に社会性やコミュニケーション能力を高めるワークショップ形式のエクササイズを、臨床心理士など心理系の専門性を有する講師により実施しています。また、ワークショップの効果を持続・強化するため、講師による教職員・保護者対象の研修会も実施しています。

○絆づくり研修講座

・子どもたちの社会性やコミュニケーション能力を高めるプログラムを実施するための教員を対象とした研修講座を、臨床心理士など心理系の専門性を有する講師により実施しています。

(b) いじめ防止プログラムにより、生徒の力でいじめをなくしていく試み（1市に委託）

(オ) 子ども人権相談室の推進〔保健福祉局〕

子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、子ども人権審査委員会、児童福祉施設サービス評価事業、子ども会議、子ども権利擁護作品集、施設職員人権擁護研修を実施しています。

2 青少年が自立できる環境づくり

また、いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を実施しています。

表2-2-11 人権・子どもホットライン 相談者内訳（平成21年度）（件）

本人	家族・親族					関係機関	その他	不明	計
	母	父	祖父母	兄弟	親族				
43	138	11	4	2	2	8	18	1	227

資料出所：子ども家庭課

表2-2-12 人権・子どもホットライン 相談内容種別（平成21年度）（件）

いじめ	学校の指導の問題	虐待					福祉施設での指導	人権侵害事件	児相の指導の問題	その他	計
		身体的	心理的	性的	放任	通報					
38	48	5	4	0	2	4	0	3	2	121	227

資料出所：子ども家庭課

表2-2-13 人権・子どもホットライン 処理結果（平成21年度）（件）

助言	児童相談所の紹介	他機関の紹介	専門機関の依頼	その他	計
102	13	97	0	15	227

資料出所：子ども家庭課

（カ）スクールライフサポーター派遣事業〔教育局〕

小学校におけるいじめ、不登校、暴力行為など問題行動等の未然防止を図るため、市町村教育委員会と大学との連携により、教職課程履修中の大学生などを「スクールライフサポーター」として小学校に派遣しています。年齢が近いお姉さん、お兄さんの存在の大学生等が児童に接し、児童の悩みの相談を聞いたり、学習のわからないところを教えたりすることで、担任の補助的役割をしています。また、その活動が学生等の能力の向上につながり、将来教育に関わったときの糧となることを期待するものです。

（キ）ふれあい心の友訪問援助〔保健福祉局〕

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図っています。

表2-2-14 メンタルフレンド登録件数（平成21年度）（件）

	大学生	社会人	合計
男子	8	2	10
女子	39	10	49
合計	47	12	59

資料出所：子ども家庭課

表2-2-15 メンタルフレンド活動状況（平成21年度）

	小学生		中学生		高校生		合計		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計
児童数(人)	11	4	4	6	0	6	15	16	31
延べ回数(回)	137	38	33	61	0	49	170	148	318

資料出所：子ども家庭課

エ 少年補導活動の充実による非行少年の早期発見・早期対応の実現

(ア) 街頭補導活動〔警察本部〕

街頭補導活動を強化し、非行に至る前の段階で少年に助言・指導することにより、少年の健全な育成を促す活動を行っています。毎月第4金曜日を「少年補導の日」と定め、少年警察ボランティア、学校関係者等とも連携を図り、計画的な補導活動を実施しています。

(イ) 少年補導員の活動〔警察本部〕

少年補導員は、喫煙や深夜はいかい等の不良行為を行った少年に対する街頭補導活動や、少年が地域住民との交流を通じて地域社会の一員であると自覚するための社会参加活動、インターネット上の有害情報等に対する有害環境浄化活動の推進等に取り組んでいます。

表2-2-16 少年補導員の活動状況（平成21年中）

区 分	活動状況
街頭補導	2,459 回
少年相談	32 件
社会参加活動	650 回
環境浄化活動	510 回

資料出所：警察本部少年育成課

(ウ) 大学生少年サポーター制度〔警察本部〕

平成18年4月から、兄・姉的な存在から非行や不良行為等の問題を抱える少年に対する指導等を行う「大学生少年サポーター」を委嘱し、少年の立ち直り支援を行っています。平成21年は、大学生少年サポーターに委嘱した大学生8名が少年相談員と連携し、学習支援や街頭補導、非行防止教室等の活動を行いました。

(エ) 少年相談活動〔警察本部〕

警察署や少年相談・保護センターでは、警察官や少年相談員が、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、指導・助言等を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行っています。

○少年相談・保護センター

少年相談・保護センターは、県内8方面に事務所を置き、少年相談員（専門相談員）が少年や子どもの非行問題等で困っている保護者、学校関係者等からの相談を受けています。

また、いじめ、児童虐待や犯罪被害でダメージを受けた被害少年の立ち直り支援活動も行っています。

電話による相談窓口として、「ユーステレホンコーナー」を開設しています。

2 青少年が自立できる環境づくり

(ユーステレホンコーナー)

- ・受付時間 平日（月～金）午前8時30分から午後5時15分まで、土、日、祝日、夜間は留守番電話
- ・電話番号 0120-45-7867（フリーダイヤル）
045-641-0045
- ・FAX相談 045-641-1975

表2-2-17 少年相談受理状況（平成21年中）

相談者別

区 分	件 数	比率(%)
少 年	1,047	22.6
父	415	9.0
母	2,227	48.1
その他	944	20.4
合 計	4,633	100.0

相談対象少年の学職別

区 分	件 数	比率(%)
未就学	21	0.5
小学生	359	7.7
中学生	2,628	56.7
高校生	916	19.8
その他学生	86	1.9
有職少年	127	2.7
無職少年	211	4.6
不 明	285	6.2
合 計	4,633	100.0

受理形態別

区 分	件 数	比率(%)
電 話	1,369	29.5
面 接	1,662	35.9
訪 問	324	7.0
ユーステレホンコーナー	1,221	26.4
手 紙	1	0.0
その他	56	1.2
合 計	4,633	100.0

少年相談に対する措置別状況

区 分	件 数	比率(%)
助言指導	4,080	88.1
継続補導・支援	317	6.8
事件等引継	112	2.4
他機関引継・紹介	53	1.1
その他	71	1.5
合 計	4,633	100.0

※数値の端数処理により、内訳の合計が全体の計に一致しないことがあります。

資料出所：警察本部少年育成課

相談内容別

区 分	件 数	比率(%)
非行問題	2,123	45.8
不良交友	345	7.4
窃盗	280	6.0
深夜はいかい	247	5.3
無断外泊	193	4.2
暴力行為	112	2.4
薬物乱用	53	1.1
その他	893	19.3
学校問題	481	10.4
進路進学	74	1.6
不登校	59	1.3
対教師問題	35	0.8
その他	313	6.8
家庭問題	489	10.6
家庭内暴力	175	3.8
家庭不和	61	1.3
しつけ	56	1.2
その他	197	4.3
家出	229	4.9
交友問題	144	3.1
異性交友	64	1.4
友人関係	58	1.3
その他	22	0.5
健康問題	93	2.0
精神保護	60	1.3
性	24	0.5
その他	9	0.2
被害問題	674	14.5
刑法犯被害	142	3.1
強制わいせつ	84	1.8
傷害	27	0.6
その他	31	0.7
いじめ被害	175	3.8
児童虐待	22	0.5
福祉犯罪	127	2.7
県条例	44	0.9
児童買春	40	0.9
その他	43	0.9
その他	208	4.5
恐喝	22	0.5
暴行	64	1.4
その他	122	2.6
その他	400	8.6
仕事	43	0.9
その他	357	7.7
合 計	4,633	100.0

オ その他

(ア) 問題行動等未然防止推進事業 [教育局]

いじめ、暴力行為、不登校など児童・生徒の問題行動などの未然防止や対策、効果的な生徒指導のあり方などについて、県内の地域や学校における特定の課題についての効果的な対策について研究し、その成果を普及することにより指導の充実に図ります。

○重点対策推進地域（県内2地域）

県教育委員会と市町村教育委員会が協働し、特定の地域の問題行動等に対して焦点を絞り、効果的な対策を研究・実践するなど、問題行動等の未然防止に向けた実践研究を行っています。

○重点対策推進校（県立高校3校）

生徒指導上の課題のある県立高等学校を対象として、地域の人材を活用した教育相談や、専門家などによる生徒や教員等を対象としたコミュニケーション能力向上のための研修会等を実施するなど、問題行動等の未然防止に向けた実践研究を行います。

(イ) 私立学校等への啓発 [県民局]

神奈川県私立中学高等学校協会が主催して年3回開催する「神奈川県私立中学高等学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」に学事振興課教育指導担当を派遣し、私立小学校・中学校・高等学校関係者及び保護者の代表に情報を提供するとともに、協議を行っています。

平成21年度実績

第1回	平成21年7月15日	少年非行の概要といじめ・暴力行為への対策について
第2回	平成21年12月4日	講演「ケータイ・インターネットによる人権侵害といじめ」
第3回	平成22年2月23日	いじめ・暴力行為等の発生状況について

(ウ) 私学団体補助（いじめ・暴力関連研修） [県民局]

私学団体が実施するいじめ・暴力関連研修へ補助しています。

平成21年度実績

神奈川県私立中学高等学校協会	18万5千円	
神奈川県私立小学校協会	11万5千円	
神奈川県私立幼稚園連合会	17万円	
神奈川県専修学校各種学校協会	6万円	
神奈川県私学父母連合会※	21万円	※平成22年4月から
合 計	74万円	「神奈川県私学保護者会連合会」 に名称変更

2 青少年が自立できる環境づくり

(3) 社会的・経済的な自立の促進

ア 学校での職業体験活動の推進

(ア) キャリア教育の推進（インターンシップ推進事業）〔教育局〕

生徒一人ひとりのキャリア発達や個としての自立を促し、生涯にわたる自己の生き方、あり方について自ら考え、望ましい勤労観・職業観を身に付けることができるよう、平成20年度から全県立高校において、入学から卒業までを見通した各学校ごとの「キャリア教育実践プログラム」（指導計画）に基づくキャリア教育を展開しています。

このキャリア教育の取組みにおいて、働くことへの意欲や態度、勤労観・職業観を育むために効果的な体験活動の一つである、インターンシップへの取組みを全校において推進します。また、インターンシップの意義・必要性などを県民、企業担当者等に広く周知するため、体験発表会を開催するとともに、実施環境の充実を図るための連絡協議会を開催しています。

平成22年度においても、各高校におけるインターンシップの取組みを拡充するため、専門的な経験などを生かしてインターンシップの受入れ先確保などの業務を行うキャリアアドバイザーを県内10地域に12名配置し、希望するすべての生徒がインターンシップを体験できる支援態勢を確立するとともに、各学校においてはインターンシップによる単位認定制度の整備を一層進めています。

また、県内を10地域に分け、学校と地域の事業所等との連携を深める協議機関として「インターンシップ地域連絡協議会」を設置し、地域のインターンシップの充実・拡大に取り組んでいます。

表2-2-18 全日制インターンシップ実施状況（平成21年度）

学科	専門学科	総合学科	普通科	合計
実施校数	26校	10校	107校	138校
体験生徒数	1,681人	676人	4,536人	6,893人

（1校で複数学科を設置している学校があるため、合計数は一致しない。）

資料出所：高校教育指導課

(イ) 私立高等学校等教育改革推進費補助（キャリア・職業教育の推進）〔県民局〕

多様な職業体験等、職業教育の推進に取り組む私立高等学校等へ補助を行います。

(ウ) キャリア教育推進事業〔教育局〕

小・中学校のキャリア教育の結びつきを大切にする観点から、平成21年度まで実施していた、小学校教員対象の小学校キャリア教育研修講座と中学校教員対象の中学校進路指導研修講座を、小・中学校教員合同のキャリア教育研修講座として22年度より実施し、研修を通して、キャリア教育の共通理解を図ります。

イ 就職を希望する若者への支援

(ア) 若年者の職業能力開発〔商工労働局〕

若年者を対象とした県の職業能力開発としては、県立産業技術短期大学校において、実践的な技術者の養成を目的とした高度な職業訓練を行っています。5学科で構成されており、平成22年度の募集定員は200名でした。平成21年度は、153名が修了しました。

また、県立職業技術校の普通課程（原則として34歳以下の若年者を対象としたコース）において、職業に就くために必要な知識、技術及び技能の習得を目的とした職業訓練を実施しています。平成22年度は、13コースを実施しており、募集定員は327名になります。平

成21年度は、13コースを実施し、219名が修了しました。

さらに、県立職業技術校では、若年未就業者の増加に対応して、若年者が実践的な職業能力を身に付けられるよう、校内訓練と企業実習を組み合わせる中小製造業の技術・技能後継者の育成を支援する「企業コラボ型訓練」や、民間教育訓練機関への委託訓練においても座学と企業実習を組み合わせる「デュアルシステム訓練」を実施しています。平成22年度は、あわせて12コースの開講を予定しており、募集定員は243名になります。平成21年度は、あわせて8コース開講し、103名が修了しました。

加えて、こうした職業訓練だけではなく、藤沢駅南口の県藤沢合同庁舎にある「産業技術短期大学校人材育成支援センター」において、職業能力開発に関する情報提供やキャリア・コンサルティング等を実施し、若者の就職を支援しています。

(イ) 若年者への就業支援〔商工労働局〕

平成16年4月27日に開設した「かながわ若者就職支援センター」ではキャリアカウンセリングをはじめ、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供などを行い、若者の就職を支援しています。

また、若者の就職や労働問題に対する意識啓発を図るため「若者労働ガイド」を作成し、県内の高校2年生を中心に配布しています。

○かながわ若者就職支援センターの概要

所在地	横浜市西区北幸1-11-15 横浜S Tビル5階
施設	施設面積 約202㎡、相談ブース11か所 職業適性診断パソコン3台
開所日・時間	月曜日～金曜日9:30～18:00、 土曜日10:00～17:00 (閉所 日・祝日・年末年始)
T E L	045-410-3357

○平成21年度実績

かながわ若者就職支援センター利用者数	18,715人
(うちキャリアカウンセリング利用者	13,595人)
「若者労働ガイド」配布部数	50,000部



(ウ) かながわコミュニティカレッジ協働講座「仕事のまなび場」〔県民局〕

かながわコミュニティカレッジは、地域課題の解決等に取り組むNPO・ボランティア等の人材の育成や、青少年等の特定の世代が抱える課題の解決に資する「県民の新たな学びの場」として、平成21年度に本格開設しました。高校生等の青少年の職業観の育成を図るために神奈川県専修学校各種学校協会と協働し、同協会が実施する職業教育に関連した体験学習プログラム「仕事のまなび場」を、協働講座として位置づけています。

平成21年度は高校生・青少年向けに143のプログラムを実施し、合わせて1,563名が参加しました。

(エ) 新規就農啓発事業〔環境農政局〕

新規就農者を確保するため、将来、農業に就くことを希望している農業高校生を対象に、「みどりの学園」を開催しています。農業という職業の魅力を知り、農業高校卒業後の進路や職業として農業を進んで選択してもらうため、県内の先進的な技術を持った農家や優れた経営を行っている農家や農業後継者教育施設であるかながわ農業アカデミーの学校見学を行っています。

平成22年度は39名が参加しました。

2 青少年が自立できる環境づくり

(オ) 高等学校の農作業実習受入れ〔環境農政局〕

「高校生の県庁及び県機関インターンシップ」の一環として、園芸や畜産に関する教科を持つ県内高等学校の農作業実習について、農業技術センターで受け入れ、指導しています。

平成21年度は2校8名が参加し、畜産、切花の農作業実習をしました。

平成22年度は4校8名の参加があり、畜産、野菜、花きの農作業実習をしました。

(カ) オープンカレッジの開催〔環境農政局〕

かながわ農業アカデミーへの1日体験入学として「オープンカレッジ」を開催しています。高校2～3年生対象と、短大・大学生及び社会人を対象にそれぞれ開催し、野菜、切花、鉢物、植木、果樹、畜産の各コースでの農作業実習や農畜産物加工や園芸体験実習、模擬授業を体験するとともに、学生との交流も行っています。また、入校相談や農業参入に関する相談や情報提供も行っています。

平成21年度は高校生53名、短大・大学生および社会人44名が参加しました。

平成22年度は高校生の部で32名、社会人の部で41名の参加がありました。

(キ) 漁業の担い手育成〔環境農政局〕

漁業技術や経営に関する研修の実施や漁業青壮年活動グループなどへの指導により、次の世代を担う若手漁業者の育成や新規就業者への支援を行っています。

平成21年度は、県内の8つの漁業者グループに対して活動の支援を行いました。また、県内高校生11名を対象とした漁業体験講座を開催し、漁業への就業意識の醸成を図りました。

(ク) 「かながわ発 地元・オンリーワン技術企業セミナー」の実施〔政策局〕

県内理工系大学生の地元企業への就職促進を図るため、県内企業が持っている「オンリーワン技術」や「先端的研究開発」等を学生にアピールするセミナーを開催しています。

平成22年度は、神奈川県ものづくり技術交流会の併催行事として実施し、約180名の参加がありました。

ウ その他

(ア) 人材開発・実践事業（中高生チャレンジ支援セミナー）〔県民局〕

中学生・高校生を対象に、男女のあらゆる分野への参画を促進するため、多様な働き方・生き方を選択するうえで必要な知識や考え方についての講座を実施しました。

開催日：平成22年5月27日（木） 参加人数 280名

内 容：女性の理工系進路選択支援の講義とワークショップ

平成21年度は、講義とグループディスカッションを実施し、参加人数は33名でした。

(イ) 人材開発・実践事業（男女共同参画研修講座（教員向け））〔県民局〕

小学、中学、高校、中等教育、特別支援学校の総括教諭、教諭を対象に、男女共同参画を推進するため、男女平等教育への理解を深め、学校教育への活用を図る講座を実施しました。

開催日：平成22年7月30日（金） 参加人数18名

内 容：講義とワークショップ「交際相手からの暴力（いわゆるデートDVについて）」

平成21年度は、講義とワークショップ「デートDV」～児童生徒の人権意識とコミュニケーション力を高めるために～を実施し、参加人数は33名でした。

(1) 社会環境の健全化への取組みの一層の推進

ア 青少年保護育成条例の取組みの推進

(ア) 青少年保護育成条例の施行〔県民局〕

青少年保護育成条例は、昭和30年1月の制定以来、青少年に対する有害図書類の販売禁止、みだらな性行為の禁止などを定め、幾たびかの改正を経て、半世紀以上にわたって青少年を守ってきました。

○現行規定の概要

- ・ 有害図書類（成人誌、アダルトDVD等）を青少年に販売してはならない。
また、有害図書類は、他の図書類と区分して陳列しなければならない。
- ・ 有害図書類は、自動販売機・自動貸付機に収納してはならない。
- ・ 保護者の承諾なく青少年を深夜（午後11時～午前4時）に呼び出したり、連れ回したりしてはならない。
- ・ カラオケボックス・インターネットカフェ等は、深夜に青少年を立ち入らせてはならない。
- ・ 青少年に有害なゲームソフトを青少年に販売しないよう努めなければならない。
- ・ 利用カード（ツーショットカード等）を青少年に販売してはならない。
- ・ 店舗型異性紹介営業施設（出会い喫茶）は、青少年を立ち入らせてはならない（平成23年1月から風営法による規制に移行）。
- ・ 青少年に入れ墨を施してはならない。
- ・ 青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をしてはならない。

○立入調査による取組み

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員及び警察官が、規制対象となっている店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っています。

平成21年度は、書店等1,055店に立入調査を実施しました。

表2-3-1 青少年保護育成条例に基づく立入調査状況（平成21年度）

対象施設	件数
書店・コンビニエンスストア等	585
図書類自動販売機	37
カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェ	199
ゲームソフト販売店	116
利用カード	84
店舗型異性紹介営業施設	34
合計	1,055

資料出所：青少年課

○個別指定による取組み

条例に基づき、図書類やがん具類のうち、青少年に有害なものを指定し、青少年への販売等を禁止することができる「個別指定」制度があります。

この制度に基づき、最近では有害図書類2件、有害がん具類2件を指定しています。

(有害図書類の個別指定)

- ・ 平成11年10月22日県告示第872号 「完全自殺マニュアル」（書籍）
- ・ 平成17年6月7日県告示第380号 「グランド・セフト・オートⅢ」（DVD）

3 青少年を支える地域社会づくり

(有害がん具類の個別指定)

- ・平成10年3月13日県告示第176号 「バタフライナイフ（通称）」（刃物）
- ・平成18年2月14日県告示第62号 「エアソフトガン（通称）」のうち、弾丸の威力が0.135ジュールを超えるもの（がん具銃）

(イ) 青少年保護育成条例に基づく事務の一部権限移譲〔県民局〕

書店やコンビニエンスストアでは、青少年保護育成条例に基づき、「有害図書類」を一般の図書類と区分して陳列しなければならないことになっています。

こうした規制については、住民に身近な市町村に指導の権限を担ってもらうことにより、(1)住民の利便性の向上、(2)市町村の自治権の強化、(3)市町村の総合的・効率的な行政運営の確保に資することなどから、市町村への権限移譲を推進しています。

○権限移譲実績

平成21年度～横浜市、川崎市、開成町、湯河原町

平成22年度～藤沢市、南足柄市、葉山町

○移譲対象事務

- ・ 有害図書類の区分陳列を行っていない者に関する勧告・命令・公表等
- ・ 有害図書類の区分陳列に関する書店等への立入調査
- ・ 青少年関係団体への有害図書類の区分陳列状況調査等の協力依頼

(ウ) 青少年保護育成条例の全面改正〔県民局〕

青少年を取り巻く社会環境は昭和30年の制定当時から大きく変化しており、特に、人間関係の希薄化、情報化の進展、保護者の意識の変化などが青少年にさまざまな影響を与えています。

このため、社会全体で青少年の健全育成に取り組むための考え方を盛り込むとともに、青少年を巡る現在の課題に対応できるよう、条例全体の見直しを進めてきました。

見直しに当たっては、2度にわたる県民意見募集を行ったほか、多くの青少年関係団体や市町村等との意見交換を行い、児童福祉審議会等における審議を重ねてきました。

こうした検討の結果、条例は全面的に改正され、平成23年4月から施行されることになりました。

○新設・改正された主な規定

・基本理念

すべての県民が共有する基本理念として、次のとおり掲げました。

- a 青少年は、健全に成長し、自立した社会の一員となる存在であること。
- b 県民は、青少年への影響を意識して行動すること。
- c 社会全体の協力により、青少年を守り、支え及び育てる必要があること。

・関係者の責務

新たに、青少年の健全な育成に関する基本的な役割として、県の責務、保護者の責務、県民の責務、事業者の責務を定めました。

・定義

乳幼児を保護対象に加えるため、青少年の定義を「満18歳に達するまでの者（既婚者を除く）」としました。

・有害図書類等の指定基準

有害図書類等の指定基準として、卑わいな描写、残虐な描写に加え、「青少年の犯罪又は自殺を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの」を追加しました。

・保護者同伴による深夜外出の制限

保護者は、日常生活上必要である場合、青少年の健全な育成に資すると認められる場合その他の特別の事情がある場合のほかは、深夜に青少年を同伴して外出しないよう努めなければならない旨を定めました。

・個室営業施設に係る制限等

個室性の強い営業形態において、青少年に有害な営業を行っている店舗について、知事が有害な店舗として指定し、青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりできないよう規制できることにしました。

・携帯電話インターネットの利用に伴う弊害の防止

a 有害サイトの閲覧を防止するフィルタリングを徹底

青少年の携帯電話は原則としてフィルタリングを解除できないことを定めました。

(やむを得ない理由がある場合に限り、保護者の方が販売店で「解除申出書」を提出し、青少年の携帯電話のフィルタリングを解除することができます。)

b 生活リズムを守る機能などを普及

保護者は、青少年の発達段階に合わせて、携帯電話インターネットの利用時間を制限する機能や、機能を限定した携帯電話などを活用するよう努めることを定めました。

c 販売店における説明

保護者や青少年に、インターネットの危険性や、インターネットの接続を制限する機能の内容などについて資料を使って説明しなければならない旨を定めました。

・青少年指導員等の活動根拠

知事は、市町村長又は市町村教育委員会が推薦する者を、青少年指導員として委嘱することができる旨を定めました。

また、青少年指導員等（青少年指導員及び青少年関係団体の構成員で規則で定める者）は、他の関係者等と連携、協力して、青少年の健全な育成に資する取組を行うものとししました。

イ 青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進

(ア) 青少年喫煙飲酒防止条例の施行〔県民局〕

青少年の喫煙や飲酒は法律で禁止されていますが、県警による補導は、この数年高い件数で推移しており、昨年は約43,000人となっています。各種調査でも青少年の喫煙・飲酒経験率が高率で推移しており、さらなる非行や犯罪との関連が指摘されるなど、憂慮すべき状況が続いています。

そこで、より効果的な対策を講じる必要があるため、平成18年12月にこの条例を制定し、平成19年7月1日から施行しました（一部の規定は平成20年7月1日施行）。

この条例は、青少年と思われる者への販売・提供時における年齢確認の一層の徹底、自動販売機への青少年の利用防止措置、青少年への勧誘助長行為の禁止、保護者・事業者・県民・県による一体的取組みの推進などを規定し、青少年の喫煙や飲酒を防止する社会環境づくりを目的としています。

この条例に基づき、周知啓発、調査指導などを実施するとともに、関係業界団体との協議を通じて青少年の喫煙や飲酒を防止する取組みを強化しています。

○啓発活動の実施

平成20年7月1日から、自動販売機での年齢確認義務が施行され、自動販売機における年齢識別装置の設置



販売店等に掲示を進めているスイングPOP

3 青少年を支える地域社会づくり

が進む中で、対面販売時の証明書による年齢確認の実施が重要となりました。そこで、証明書による年齢確認につき、購入者等の理解と協力を得やすい環境作りを目的として、平成22年度は、横浜F・マリノスの中澤佑二選手による無償協力を得てデザインを一新し、ポスター、啓発ティッシュなどを作成し、広く配布しました。

併せて、証明書による年齢確認について、購入者等の理解と協力を得るため、関係業界の協力により、スイングPOP及びシールをレジスターなどに広く掲示しました。

○関係業界との協働の取組みの推進



県と関係業界の協働宣言書署名式: 神奈川県庁にて

この宣言の中で設置を決めた協議の場として、5月21日には、「青少年の喫煙飲酒防止のための関係業界と県との協働推進会議」を設置し、協働の取組内容を具体的に決定しました。

前述のスイングPOP及びシールの掲示についても、協働の取組みの一環として実施したものです。

○条例に基づく立入調査と指導

この条例では、年齢確認方法や自動販売機対策の実施状況について、県の職員が関係店舗に対して立入調査を行うことができることとしています。調査の結果、条例違反が認められる場合には、指導や勧告を行うことができることになっており、さらに従わない場合等には氏名等を公表することができると規定されています。

本県では、条例が施行された平成19年7月以降、計画的に立入調査を実施していますが、ほとんどの店舗で証明書による年齢確認が徹底されている結果が得られています。

なお、自動販売機対策に係る立入調査は関係規定が施行された平成20年7月から実施しており、現在自動販売機における年齢識別装置の設置が進んでいます。

ウ 有害図書、ピンクちらし等有害環境の浄化活動の一層の推進

(ア) 青少年に有害のおそれのある家庭用ゲームソフトへの取組み [県民局]

粗暴性・残虐性を有し有害のおそれのある家庭用ゲームソフトから青少年を守るため、家庭用ゲームソフト関係業界の「年齢別レーティング制度」による自主規制(※)について、条例上も努力義務を課す「団体表示図書類」制度を平成20年3月に創設し、10月に施行しました。

この「団体表示図書類」制度を、保護者をはじめとする県民に広く周知するため、平成22年度は、販売店に対して立入調査などを通じて条例遵守を求めていくほか、県民への周知として、学校を通じた保護者向けチラシの配付等を行います。

なお、平成21年度は、学校を通じた保護者向けチラシの配付のほか、7月18日に家庭用ゲーム業界とタイアップイベントを実施し、同時期に協力ゲームソフト販売店で啓発用ポケットティッシュを配付してもらうなど、関係業界と協働した啓発活動を行いました。また、

販売店に対する立入調査を実施し、条例の遵守状況を確認しました。

さらに、青少年を守るためのゲームソフトに関する取組みについて、広域的に情報や意見の交換を行うため、九都県市の行政とゲームソフト関係団体や販売店等を構成員とする「九都県市 青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会」を平成20年1月に設置し、運営しています。



※ 家庭用ゲームソフトの審査団体である「特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（通称CERO（セロ））」が審査の結果、「Z区分(18歳以上のみ対象)」としたゲームソフトについて、青少年(18歳未満)に販売等を行わないとしています。店頭に並んでいる「Z区分」家庭用ゲームソフトのパッケージには、いずれも、左のようなマークが付されております。

エ インターネット上の有害情報対策の推進

(ア) インターネット利用による少年サポート活動【警察本部】

インターネット利用による少年サポート活動指定員として指定された少年補導員が、社団法人全国少年警察ボランティア協会が運営するインターネットサイトを利用して、メールでの声かけ補導や少年相談などの少年サポート活動を行っています。平成22年度もインターネット上の有害情報から青少年を守るため、少年補導員が行うインターネット利用による少年サポート活動を支援しています。

(イ) 少年及び保護者等に対する啓発活動【警察本部】

インターネット上の有害情報から青少年を守るため、小中学校における非行防止教室等で青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動を実施しています。

携帯電話の危険性を訴える保護者向けのパンフレット「知っていますか？ケータイ・ネットがもたらす危険性!!」を作成し、学校、PTA等に配布したほか、小学生向け情報モラル教材「ピーガル・キッズサイバースクール」のDVDを作成し、県内の小学校に配布しています。

「ピーガル・キッズサイバースクール」DVD



知っていますか？ケータイ・ネットがもたらす危険性!!



(ウ) 学校非公式サイト対策事業 [教育局]

学校非公式サイトとは、学校の公式ページとは異なり、児童や生徒が運営する学校に関する話題を書き込むことのできるインターネット上の掲示板などを指します。

平成20年3月に発表された文部科学省の学校非公式サイトの実態調査によると、個人を誹謗中傷するものや、個人情報流出に関する問題が確認されており、いじめなどに発展する可能性のある個人への誹謗中傷や、犯罪に巻き込まれる可能性がある個人情報の流出などへの対策方法についての知識共有及び対策支援は急務となっています。

こうしたことから、平成22・23年度の2か年にわたって、県と文教大学が協働で、学校非公式サイト対策のための知識共有と対策支援を実施します。平成22年度は、小学校10校・中学校20校・高等学校20校を協力校として選定し、学校非公式サイトを調査分析し、問題対策方法を検討実践し、その結果を蓄積していきます。また、蓄積した問題事例や問題対策方法は、協力校以外のすべての学校で共有できる仕組みづくりを進めます。

オ 業界による自主規制の徹底

(ア) ケータイの有害情報に対する携帯電話事業者との共同取組み [県民局]

携帯電話の機能の進化は、保護者がいつでも子どもの安全を確認できるなど、有用な反面、青少年が「出会い系サイト」等を通じた犯罪の被害者になったり、「ブログ」等への誹謗中傷の書き込みの加害者となるなど、様々な弊害も生じています。

こうした状況の中、平成21年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、青少年が利用する携帯電話には、原則、フィルタリング設定が義務化されましたが、この法律では、保護者が利用しないと申し出た場合は、フィルタリング設定なしとできることになっています。

本県では、保護者の理解の促進が喫緊の課題と考え、フィルタリング設定を中心にトラブル防止方法を盛り込んだ保護者配布用のチラシや、フィルタリング設定を保護者に訴えるためのPOPを作成し、平成21年7月から、携帯電話事業者（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンクモバイル（株）の協力を得て、配布や掲示を行い、保護者や青少年をはじめ、広く県民に周知を図っています。



(イ) 神奈川県青少年の環境に関係する業界協議会 [県民局]

青少年の健全育成を図る趣旨から、青少年を取り巻く社会環境をよりよくするために、昭和60年12月、「神奈川県青少年の環境に関係する業界協議会」が図書、映画、たばこ、ビデオ、ゲームなど青少年に関係する業界団体の参加（現在23団体）を得て設置されました。

青少年の環境に関係する業界協議会は、業界団体自身の自主規制、広報啓発活動をととして青少年を取り巻く社会環境の健全化に取り組んでいます。

平成22年度は、業界の定めた自主規制基準にそって青少年健全育成を推進している16業界9,958店に対し、「青少年健全育成推進店表示」を交付しました。



カ 青少年の福祉を害する犯罪対策の推進

(ア) 少年保護対策〔警察本部〕

非行防止教室等を通じて、児童・生徒やその保護者に対して、出会い系サイトをはじめとした福祉犯被害の現状と危険性について周知し、これら被害の未然防止を図っています。

また、相談活動、補導活動等を通じて、被害少年の発見保護に努めるとともに、少年相談員や被害少年サポーターによる被害少年に対する継続的な支援を行い、その立ち直りを図っています。

(イ) 私立学校等への啓発〔県民局〕

私立学校生徒へ被害防止の啓発をしています。

- ・ 県警、県教育委員会と連携し、インターネット利用上の注意等の啓発資料を各私立学校へ配布します。
- ・ 長期休業前に児童生徒指導参考資料を作成し、各私立学校へ送付します。（年3回）

3 青少年を支える地域社会づくり

(2) 大人自身の意識改革

ア 大人自身の意識改革に向けた啓発活動の推進

(ア) かながわ青少年社会環境健全化推進会議〔県民局〕

青少年を取り巻く社会環境の健全化活動を推進していくためには、条例等による規制の強化とあわせ、県民総ぐるみの運動が車の両輪となって展開されていく必要があることから、平成8年5月29日、行政と民間の関係機関などからなる「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」が発足しました。

県民一人ひとりの意識の高まりとともに、こうした全県的な活動が各地域の組織との連絡調整・情報交換等による相互協力のもと展開されていくことが、より大きな成果につながると考えられます。

(イ) 九都県市による青少年健全育成共同啓発〔県民局〕

青少年を取り巻くさまざまな問題は、都県域を越えて共通化しており、また青少年の行動範囲も首都圏を中心として広域化していることから、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の九都県市は、青少年行政の推進を図るため、共同して広域的課題に積極的に取り組んでいます。

平成19年度は、従来からの「健全育成・非行防止」の観点に「メディア等との関わり方」の要素を加えたポスターを共同作成、平成20年度からは、平成19年度の観点に特に携帯電話やインターネットについての要素を加えたポスターを共同作成するとともに、各都県市のホームページに、取組み内容を紹介する共通のページを作成し、連携した啓発活動を行っています。



(ウ) P T Aと連携した活動の推進〔警察本部〕

県P T A協議会等県内のP T A10団体との連携システムを構築し、非行防止講演会の開催、啓発用のチラシ・ポスター・パンフレット等の配布、P T A広報誌への記事掲載等の広報・啓発活動を行っています。平成22年2月には、「基本的な生活の大切さ」と「規範意識」を身につけさせるための指導内容を掲載した小冊子「しっかり考えよう!あなたの未来のために!!」を配布する等の働きかけを推進しています。

しっかり考えよう!あなたの未来のために!!



(エ) 万引きをさせない環境づくり [警察本部]

万引きは、非行の入口となりやすい犯罪であることから、その未然防止を図るため、店舗経営者や店長等に対し「万引きをさせない環境づくり」の強化について協力要請をしています。また、警察官による防犯診断を行い、店舗の万引き防止意識の高揚を図るとともに、制服警察官や少年警察ボランティア等による店内パトロールの実施やキャンペーン、広報誌等を活用し、万引き防止機運の醸成を図っています。

(オ) 家庭教育力の充実 [教育局]

○学習資料提供（政令市の学校を除く。）

中学新入生の保護者等に対し、思春期の子どもに何をどのように教えていったらよいか、様々な問題に保護者はどのように対処したらよいか、などを内容とした、「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成し、必要な情報を提供しています。



また、家庭でのお手伝い・しつけの重要性について啓発するとともに、お手伝いや約束を守れたときなどにほめたり励ましたりする親子のふれあいを通して、子どもの生きる力を育むために活用できる学習資料「おてつだい帳」を小学3年生の家庭に配布しています。

さらに、平成22年度は国民読書年であることから、読書への関心を高める一つの契機となるよう、読書の大切さと子どもの基本的な生活習慣の定着等の要素を盛り込んだ、保護者向け冊子「夏休みの生活と読書のすすめ」を新たに作成し、「おてつだい帳」とともに配布します。

○番組の制作と放映

家庭教育の諸問題や話題について、解決に向けた支援を行うとともに、家庭教育への関心を高めるため、番組「すこやかファミリー」のインターネット配信とビデオテープの貸出しによる情報提供を行っています。



3 青少年を支える地域社会づくり

(3) 青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり

ア 青少年を支える大人たちの地域活動の推進

(ア) 青少年育成者表彰〔県民局〕

○青少年育成活動推進者表彰

生業のかたわら青少年の健全育成に熱意をもって取り組み、過去1年間の業績が顕著な個人に対して県青少年問題協議会会長（知事）が感謝の意を表するものです。昭和41年度から毎年行っている表彰で、平成21年度は102人を表彰しました。

○青少年育成功労者表彰

多年にわたり青少年の育成に貢献し、その功績が特に顕著な個人または団体を知事が表彰するものです。平成8年度から始まり、平成21年度は25人の個人を表彰しました。

(イ) 生涯学習指導者研修〔教育局〕

P T A活動を推進するための、団体運営上の諸問題について研究協議を行い、P T Aの振興発展を図るとともに、単位P T A指導者の資質の向上を支援しています。

平成21年度は、各教育事務所が主体になって行う生涯学習指導者研修「P T A指導者コース」を6会場で開催しました。

また、「P T A活動のためのハンドブック」を作成し、各公立学校のP T Aでの活用を図っています。



(ウ) 家庭・地域教育活性化の促進〔教育局〕

子どもをめぐる現代的諸課題の解決にあたり、家庭・地域・学校及び行政が連携して取り組むことが重要であることから、平成21年度は、家庭・地域の教育力の向上及び総合的な放課後対策の推進を図るため、家庭・地域教育推進会議を年2回開催するとともに、平成21年11月28日には、県民・学校教育関係者等を対象に、海老名市文化会館において、「地域ぐるみで子どもをはぐくむ～学校支援のあり方～」をテーマにフォーラムを開催し、155人の参加がありました。

(エ) 青少年関係団体の育成〔県民局〕

青少年活動の活性化を図るため、青少年関係団体の活動の振興と育成を目的として、補助金及び賛助金を交付しています。平成21年度は、2団体に補助金を交付、4団体に賛助金を交付しました。

イ 児童・生徒等の安全確保に向けた家庭・学校・地域の連携による活動の推進

(ア) 子ども・女性安全対策室の設置〔警察本部〕

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みを強化するため、平成22年4月1日、生活安全総務課に「子ども・女性安全対策室」を設置しました。

対策室では、子どもや女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい、公然わいせつなどの事案について、早期に行方者を特定し、検挙、指導・警告措置等を行う先制・予防的な警察活動及び関係機関・団体と連携した子どもと女性の安全対策を推進しています。

(イ) スクールサポーターの効果的な運用〔警察本部〕

平成19年4月から、横浜水上警察署を除く53警察署の生活安全課にスクールサポーターを配置して、定期的に学校を巡回訪問し、警察と学校・地域を結ぶ連絡調整役として、子どもの安全対策・非行防止に関する支援、子どもの安全にかかわる情報の収集・提供等を行っています。

(ウ) ピーガルくん子ども安全メールの運用〔警察本部〕

子どもの安全に関する情報をタイムリーに配信することにより、県民に注意を喚起して、地域における子どもの見守り活動等に効果的に反映させ、犯罪等の危険から子どもを守り育てることのできる地域社会を形成することを目的として、平成20年10月1日から、「ピーガルくん子ども安全メール」の運用を開始しました。このメールは、配信を希望する学校関係者、自主防犯ボランティア、保護者等に対し、県警察において把握した子どもに対する犯罪、声かけ事案、不審者の出没、凶悪事件の発生等子どもの安全に関する情報を、電子メールにより配信しています。

平成21年度は、758件の情報を配信しました。

○配信登録手続き

バーコードリーダー付き携帯電話の場合は右のQRコードから、それ以外の場合は、神奈川県警察のホームページから配信登録手続きができます。



(エ) 安全・安心まちづくりの広報・啓発〔安全防災局〕

○県民等への情報提供

県では、犯罪を防止し、県民等が安心して暮らすことができる社会の実現を目的とする「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を平成17年4月に施行しました。この条例に基づき、安全・安心まちづくりの県の取り組みや地域防犯活動の事例を紹介する情報誌「くらし安全通信」等の発行、ホームページなどの各種媒体の活用等による情報発信、「標語・ポスターコンクール」等による意識啓発などを行っています。

○防犯意識の向上

登下校時の子どもの見守り活動などを行う自主防犯活動を促進し、県民総ぐるみの運動とするため、「安全・安心まちづくり旬間」中における県内一斉防犯パトロールや顕彰制度（「犯罪のない安全・安心まちづくり功労者表彰」・「犯罪のない安全・安心まちづくり奨励賞」）に基づく表彰を行っています。

(オ) 安全・安心まちづくり団体ネットワークへの支援〔安全防災局〕

子どもの見守り活動などを行う自主防犯活動の一層の活性化のため、各自主防犯活動団体の連携・ネットワークづくりを支援する取り組みとして、地域で活動している各団体の活動事例の発表や相互の意見交換・交流を図るとともに、各団体の新規活動者の参加を促進する防犯コミュニティ講座を県内各地域で開催しています。

(カ) 地域における自主防犯活動の促進〔安全防災局〕

学校及び通学路安全確保活動など自主防犯活動中の事故に対する給付金制度や、自主防犯活動を開始しようとする際に、その立ち上げに必要となる物品購入費を補助（上限8万円）しています。

3 青少年を支える地域社会づくり

表2-3-2 事故給付金制度と安全・安心まちづくり団体事業補助金

事故給付金制度		安全・安心まちづくり団体事業補助金	
目的	防犯活動に取り組むボランティアが安心して活動を行えるよう、その活動中に事故により負傷をした場合などに給付金を支給します。	目的	県民や事業者で自主的に組織する団体が、継続的かつ計画的に、地域の防犯性向上のための活動を開始しようとする際に、その立ち上げに必要な物品購入費を補助します。
支給対象となる活動	県内において、次のような地域の防犯性向上のための活動を行っている際、又は、その往復の途上で発生した事故 ①防犯のための安全マップ作成、防犯診断、防犯パトロールなどの地域安全活動 ②学校及び通学路安全確保活動 ③防犯キャンペーンなどの防犯に係る広報・啓発活動 ④少年非行防止に係る活動 など	補助対象事業	団体が当該年度に新たに開始する次の非営利事業 ①防犯パトロール事業 ②学校及び通学路安全確保事業 ③防犯キャンペーン事業
支給額	①事故により死亡した場合 50万円 ②事故により負傷した場合 全治1か月以上の負傷 10万円 全治2週間以上の負傷 1万5千円	補助金額	1団体 8万円を上限

資料出所：くらし安全交通課

ウ 地域資源の活用と、地域との交流の中で児童・生徒の成長を支援する開かれた学校づくり

(ア) 学校へ行こう週間【教育局】

保護者や地域の方々の学校に対する一層の理解と支援の醸成を図り、開かれた学校づくりの推進に向けた各学校の主体的な取組みを充実するため、「学校へ行こう週間」（平成22年10月18日から10月31日の期間）を設定し、この週間を中心に保護者や地域の方々に学校の様子を身近に感じてもらい、各学校に対する理解と支援をより一層深めるような取組みを行います。

平成21年度は、平成21年10月19日から11月1日の期間を中心に取り組みました。

(イ) 県立学校施設の開放【教育局】

青少年を含めた地域の方々が学習・文化・スポーツ活動の場として活用するため、県立高等学校等の会議室、美術室、音楽室などの学習施設と体育館、テニスコート、グラウンドなどの体育施設を開放しています。

平成21年度は、153校で実施し、延べ378,209人の利用がありました。

(ウ) 県立学校公開講座【教育局】

地域に親しまれる学校づくりをめざし、県立学校の教育機能を生かした生涯学習講座（県立学校公開講座）を各学校で開催しています。

平成21年度は、歴史、文学、書道、語学、陶芸、パソコンなどの学習・文化系講座を45校で58講座、卓球、サッカーなどのスポーツ教室を4校で5講座開催し、延べ1,090人が受講しました。

(エ) 地域との協働による学校づくりの支援【教育局】

家庭・地域・学校が一体となって子どもたちの教育を支援するため、「学校支援地域本部事業」をはじめとする、地域との協働による学校づくりの支援に取り組んでいます。

平成21年度は、生涯学習指導者研修「地域協働推進コース」を、教職員、学校関係者、行政職員等を対象に、「これからの学校に求められるもの～開かれた学校づくりと地域連携～」をテーマに7回実施し、延べ254人が受講しました。

平成22年度は、「学校と地域を結ぶコーディネーターの役割～活力ある学校と地域をめざして～」をテーマに3回実施します。

エ 地域の青少年支援・指導者や青少年育成団体、NPO、ボランティア団体、関係機関が連携した青少年育成や自立支援活動の推進

(ア) 青少年育成地域活動【県民局】

地域における青少年育成は、住民の理解と協力を基盤に、組織的に進められていくことが強く望まれています。

地域における青少年の健全育成のための組織づくりとして、青少年指導員、児童委員、PTA役員、教員などが連携して地区健全育成組織を構成し、非行防止活動や社会環境健全化活動を行っています。

現在、地域県政総合センターごとに地域活動を推進している組織の会議を開催し、活動の充実と強化などについて協議や情報交換を行っています。

(イ) 青少年指導員活動【県民局】

青少年指導員は、地域の自治会組織、青少年関係団体、青少年指導者などと連携をとりながら、地域ぐるみで行う青少年育成の具体的、実践的な取組みの推進役として活動しています。

○青少年指導員の活動

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 青少年の体験活動の促進 | ④ 青少年に関する相談と対応 |
| ② 青少年団体の育成と支援 | ⑤ 青少年に関する調査と情報提供 |
| ③ 青少年に望ましい地域づくり | |

○委嘱の方法

市町村（教育委員会）から委嘱された者を、県が併せて委嘱しています。任期は2年です。第22期（平成22・23年度）の青少年指導員は平成22年9月末現在、5,342人です。

○青少年指導員活動への支援

県では、青少年指導員活動を促進するため、各市町村が行う活動促進事業に対し補助金を交付するとともに、次のような活動への支援を行っています。

・神奈川県青少年指導員連絡協議会の開催

市町村単位の青少年指導員組織相互の連絡協調を図りながら、関係機関及び団体との連携を密にし、地域における青少年指導員活動を推進するため、情報交換、研究協議等を行っています。

・青少年指導員活動研究会の開催

地域県政総合センターごとに開催し、体験交流、情報交換、研究協議などを行っています。

・第43回（平成22年度）神奈川県青少年指導員大会の開催

「やさしい心 おもいやる心～つなげよう地域の力！」をテーマに活動事例発表や講演会などを行い、約550人の参加がありました。

3 青少年を支える地域社会づくり

表2-3-3 第22期青少年指導員数

9月末現在								(人)
市町村名		青少年 指導員数	市町村名		青少年 指導員数	市町村名		青少年 指導員数
政令市	横 浜 市	2,710	湘南地域	平 塚 市	320	西湘地域	小 田 原 市	138
	川 崎 市	517		藤 沢 市	224		箱 根 町	24
	相 模 原 市	232		茅ヶ 崎 市	64		真 鶴 町	11
	小 計	3,459		秦 野 市	73		湯 河 原 町	22
横須賀三浦地域	横須賀市	155		伊勢原市	99		総計	小 計
	鎌倉市	68		寒川町	20	資料出所：青少年課		5,342
	逗子市	25		大磯町	11			
	三浦市	62		二宮町	20			
	葉山町	19		小 計	831			
	小 計	329	足柄上地域	南足柄市	45			
	県央地域	厚木市		110	中井町	27		
大和市		107		大井町	24			
海老名市		60		松田町	16			
座間市		46		山北町	19			
綾瀬市		25		開成町	14			
愛川町		25		小 計	145			
清川村		10						
小 計		383						

(ウ) 青少年育成県民運動推進事業費補助〔県民局〕

(社)神奈川県青少年協会が行う、青少年育成を県民運動として展開するための事業に対して支援しています。

(エ) スポーツ団体及びスポーツ大会補助〔教育局〕

平成22年度は、県民の誰もが気軽に参加できるイベントを開催し、生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、NPO法人神奈川県レクリエーション協会が行う、かながわスポーツ・レクリエーション大会に対して支援しています。

平成21年度は、県内2地区で開催し、計2,775名が参加しました。

(オ) 市町村青少年行政推進費補助〔県民局〕

市町村青少年行政推進費補助は、県内の市町村が、青少年の健全育成の観点から、主体的に取り組む事業について補助を行い、青少年行政の推進を図ることを目的として実施しています。

平成22年度は、昨年度に引き続き、今日的な課題に対応するため、青少年を取り巻く社会環境の健全化事業や、青少年の健全育成を地域で担う青少年指導員の活動事業などについて補助を行っています。

(カ) 市町村振興メニュー事業補助金〔総務局〕

市町村の自主的・主体的な取組みを尊重し支援するため、生活関連施設などの施設整備等について、対象をメニュー化して補助する制度です。青少年施設の整備については、当該施設が広く住民利用が図られる場合に、メニューの一つである「生涯学習施設」に該当するものとして補助を行っています。

(キ) 引地川「子どもの水辺」再発見プロジェクト〔県土整備局〕

「子どもの水辺」再発見プロジェクトは、教育関係者、地域の市民団体、河川管理者等が一体となり、身近な河川を利用した環境学習や自然体験活動の推進を図る事を目的としたプロジェクトです。

引地川（大和市）では、平成15年3月に「引地川・下福田子どもの水辺協議会」（大和市、地域の市民団体、河川管理者）を設立し、平成15年8月に「子どもの水辺サポートセンター」に、さらに平成17年3月には「水辺の楽校（がっこう）プロジェクト」の登録を行いました。

現在は、年に数回、協議会が中心となり、地元の子どもたちと引地川の清掃活動や水性生物の観察を行っています。今後も、河川管理者は施設整備を行っていきます。

オ 地域活動推進のための情報収集・提供、青少年問題に関する調査研究の推進

(ア) かながわ青少年健全育成メールマガジンの発行〔県民局〕

青少年の健全育成に携わる個人や団体、グループ、NPO、企業等の方々を対象に、定期的に県の青少年施策に関する情報を提供する「かながわ青少年健全育成メールマガジン」を発行しました。

○メールマガジンの内容

- ・ 青少年保護育成条例、青少年育成指針等、県の施策に関する情報
- ・ 県が実施する大会、講演会、研修会、表彰式等の行事情報
- ・ 各種報告書、提言等の概要に関する情報 など

○配信回数

年6回発行 ※必要に応じて「臨時号」を発行します。

○配信登録手続き

以下のホームページから配信登録手続きができます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0230/magazine/index.html>

(イ) 広域スポーツセンター活動（普及・啓発事業）〔教育局〕

総合型地域スポーツクラブ育成のメリットやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進します。また、広域スポーツセンターアドバイザーを配置し、総合型地域スポーツクラブに関する指導や相談業務を実施します。

平成21年度は、総合型地域スポーツクラブ啓発キャラバンとして県内1地区（2町合同）でシンポジウムを実施しました。また、広域スポーツセンターアドバイザーを配置し、県民等からの相談を50件、クラブへの巡回指導・相談を59件行いました。

(ウ) 県立青少年センターの青少年支援・指導者への活動支援〔県民局〕

○青少年資料室

青少年センターでは青少年資料室を設置し、市区町村や青少年関係団体などが作成した文献・資料・報告書などを収集し、青少年支援・指導者及び青少年行政関係職員に情報提供の場として、運営しています。

○講師リストの作成

青少年支援・指導者及び青少年を支援・指導することができる講師のリストを作成し、青少年関係機関に配布し、情報提供しています。

3 青少年を支える地域社会づくり

○活動プログラムの開発普及

青少年に関わる魅力ある地域活動を立ち上げ、展開・定着させるために、青少年支援・指導者に必要な活動プログラムを研究・開発し普及しています。

表2-3-4 県立青少年センターの青少年支援・指導者活動支援事業

平成 22年度 事業	青少年資料室	4、9月に各市町村、青少年関係団体に資料の送付依頼を出すとともに、資料室利用の呼びかけをする。
	講師リストの作成	「青少年活動講師リスト」を発行する。 ・様式：A4判 約120ページ ・発行時期：平成23年3月 ・発行部数：300部 ・配布先：県・市町村の関係機関・施設
	活動プログラムの開発普及	冊子『自然体験活動指導の手引き』 ・様式：冊子 ・発行時期：平成23年3月 ・発行枚数：1,000部 ・配布先：県・市町村の関係機関・施設、青少年関係団体、青少年支援・指導者
平成 21年度 実績	青少年資料室	4、9月に各市町村、青少年関係団体に資料の送付依頼を出すとともに、資料室利用の呼びかけをし、利用の促進を図った。
	講師リストの作成	「青少年活動講師リスト増補版」を発行した。 ・様式：A4判 9ページ ・発行時期：平成22年3月 ・発行部数：300部 ・配布先：県・市町村の関係機関・施設
	活動プログラムの開発普及	冊子『意外に役立つ JL育成ハンドブック JL(ジュニアリーダー)×I(私＝育成者)』を発行した。 ・様式：冊子 ・発行枚数：1,500部 ・配布先：県・市町村の関係機関・施設、青少年関係団体、青少年支援・指導者

資料出所：県立青少年センター

カ その他

(ア) 神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく取組み〔保健福祉局〕

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」に基づき、従業員の子ども・子育て支援について基準に適合する事業者「かながわ子育て応援団」の認証（条例第15条）や、事業者、商店街、NPO等の団体、個人あるいは複数の団体等が地域貢献として行う子ども・子育て支援活動の表彰（条例第20条）、「かながわ子ども・子育て支援月間」（条例第21条）事業の推進等、子ども・子育て支援の取組みを進めています。